

2025.3.18

いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型

愛称: 明日葉(あしたば)

追加型投信／国内／資産複合

◆この目論見書により行なう「いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月17日に関東財務局長に提出しており、2025年3月18日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2025年3月17日
発行者名	: いちよしアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 秋野 充成
本店の所在の場所	: 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

 いちよしアセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	42
第3【ファンドの経理状況】	48
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	82
第三部【委託会社等の情報】	83
約款	115

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型（以下「ファンド」といいます。）
- ・愛称として「明日葉（あしたば）」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

- 取得申込受付日の基準価額とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

- 販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

- 2025年3月18日から2025年9月17日までとします。
- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-6670-6711
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

「日本好配当株マザーファンド」および「いちよしJリートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といふことがあります。）受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している株式および不動産投資信託証券（以下「Jリート」といふことがあります。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ
	年12回 (毎月)	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
	その他 ()	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券(株 式、不動産投 信))		中近東 (中東)	
		エマージング	
資産複合 ()			
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式、不動産投信）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネジメント・ファンド）：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

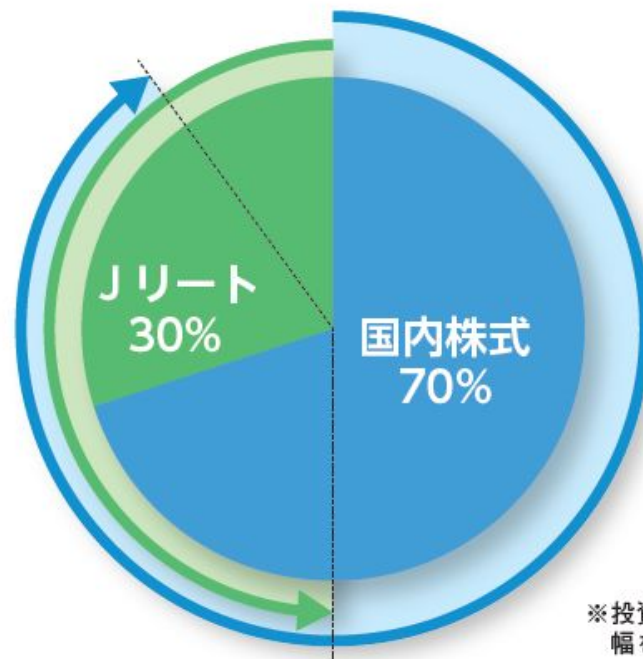
1

わが国の金融商品取引所に上場している株式およびJリート（上場予定を含みます。）の中から、予想配当利回り（株式）および予想分配金利回り（Jリート）が市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得を目指します。

2

当ファンドの各マザーファンドへの投資割合は、経済情勢、金融市場動向などを勘案し、適宜見直しを行います。

株式の投資割合は70%を基準に、上下20%の範囲で柔軟に見直しを行います。



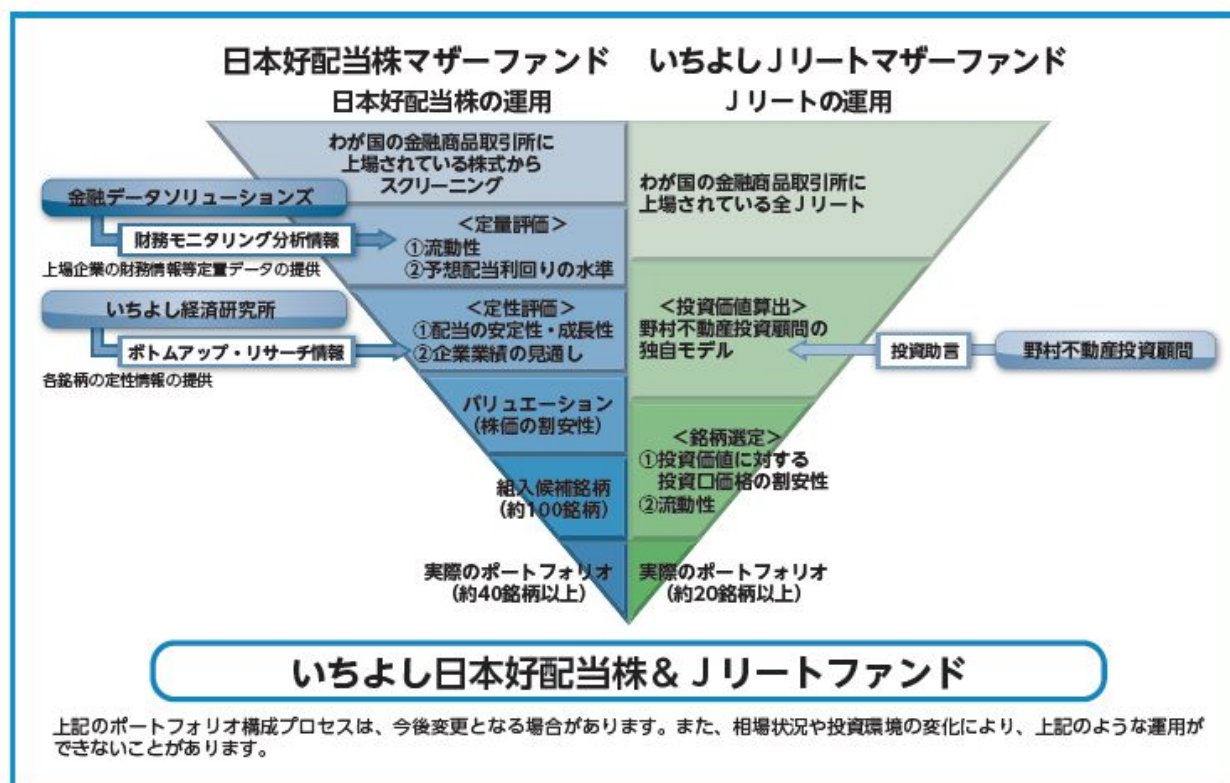
※投資割合には一定の変動許容幅を設けます。

国内株式の運用に当たっては、株式会社いちよし経済研究所よりボトムアップ・リサーチ情報の提供を受けます。また、株式会社金融データソリューションズより財務モニタリング分析情報の提供を受けます。

3

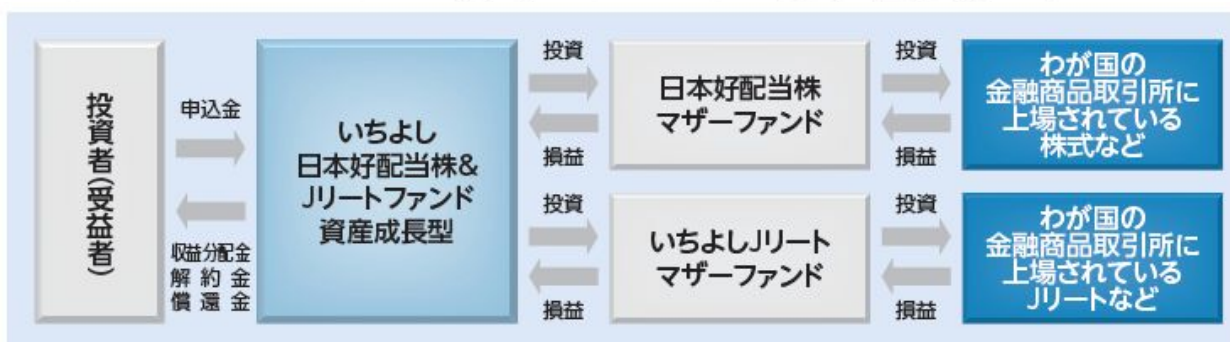
Jリートの運用に当たっては、野村不動産投資顧問株式会社から投資助言を受けます。

運用プロセス



ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年6月17日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。
--

④ 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年2月24日

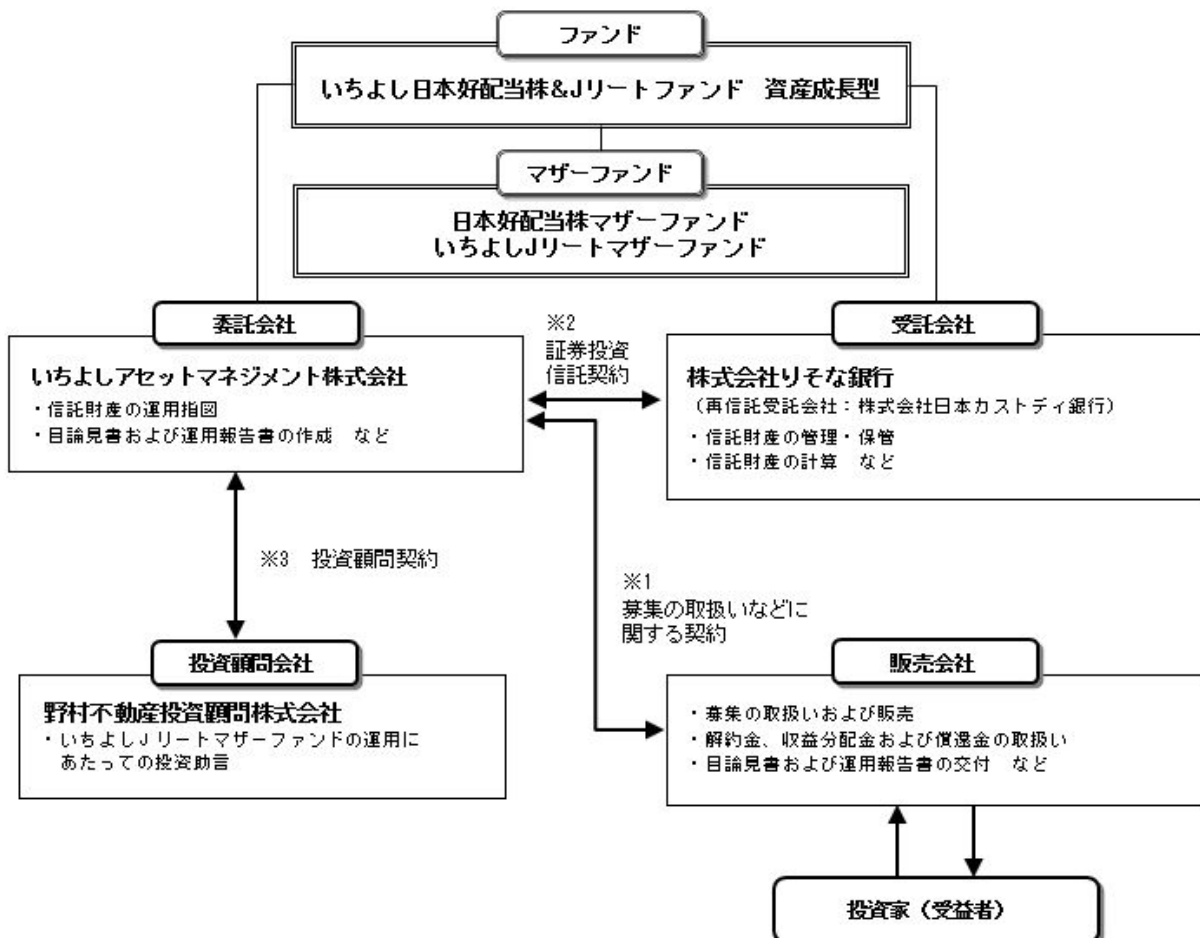
- ・信託契約締結、設定、運用開始

2023年9月20日

- ・信託期間を無期限に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024 年 12 月末現在）

1) 資本金

490 百万円

2) 沿革

1986 年 10 月 30 日 一吉投資顧問株式会社設立

1987 年 9 月 9 日 投資一任認可取得

2012 年 5 月 1 日 「いちよしアセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2014 年 1 月 29 日 投資信託委託業 開始

2015 年 5 月 14 日 第二種金融商品取引業登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号	15,200 株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所等に上場（上場予定並びにわが国の金融商品取引所に準ずる市場で取引されている場合を含みます。）している株式及びわが国の金融商品取引所等に上場している不動産投資信託証券に投資します。
- ② 「日本好配当株マザーファンド」においては、株式会社いちよし経済研究所のリサーチ力を活用し、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に、ポートフォリオを構築します。「いちよし J リートマザーファンド」においては、野村不動産投資顧問株式会社が算出した各 J-REIT の割安・割高等の結果を踏まえた助言をもとに、ポートフォリオを構築します。
- ③ 各マザーファンドへの投資割合は、「日本好配当株マザーファンド」70%、「いちよし J リートマザーファンド」30%を中心とし、各資産の期待リターンやリスク、市場環境等によって、上下 20%の範囲で決定します。また、投資割合には一定の変動許容幅を設けます。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

＜いちよし日本好配当株& J リートファンド 資産成長型＞

「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよし J リートマザーファンド」（以下、これらを「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）

ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として親投資信託「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよし J リートマザーファンド」受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、1) の証券または証書、12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券および 12) ならびに 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものならびに 14) に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) および 14)（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入りの指図、資金の借入れを行うことができます。

<日本好配当株マザーファンド>

わが国の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条から第20条に定めるものに限ります。）

ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、1) の証券または証書、12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券および 12) ならびに 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものならびに 14) に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) および 14)（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図を行うことができます。

<いちよし J リートマザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている REIT（不動産投資信託証券。以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。なお、国内の株式等にも投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 19 条から第 21 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
- ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、1) の証券または証書、12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券および 12) ならびに 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものならびに 14) に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、

13) および 14) (新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <日本好配当株マザーファンド>

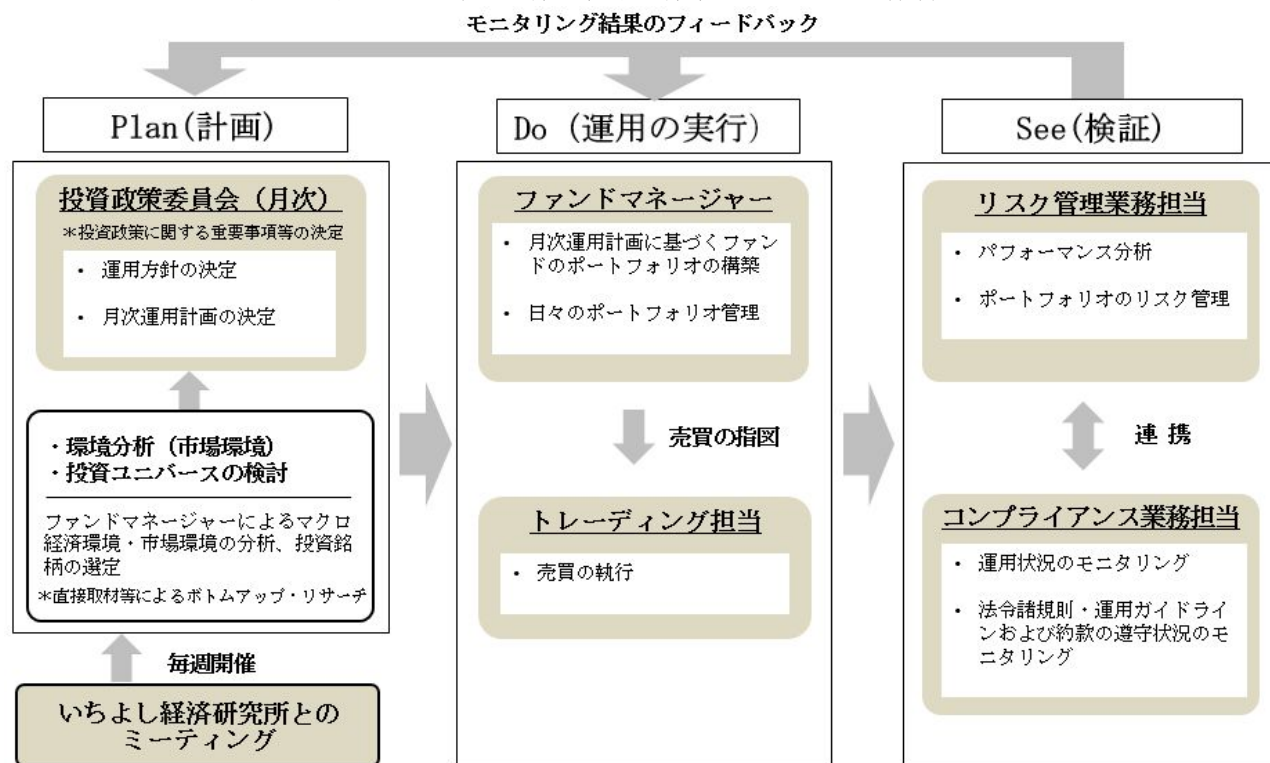
運用の基本方針	
基本方針	わが国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資方針	① 主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得を目指します。 ② 中小型株式への投資にあたっては、「株式会社いちよし経済研究所」のリーサーチ力を活用します。 ③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、およびその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑤ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑦ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は、投資信託約款の範囲で行うことができます。 ⑧ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<いちよしJリートマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている REIT（不動産投資信託証券。以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。 なお、国内の株式等にも投資する場合があります。
投資方針	① J-REIT への投資にあたっては、野村不動産投資顧問株式会社が算出した各 J-REIT の割安・割高等の結果を踏まえた助言をもとに、ポートフォリオを構築します。 ② J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、及びその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ② 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ④ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑥ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は、投資信託約款の範囲で行うことができます。 ⑦ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

＜いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞



a. 計画 (Plan)

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

b. 実行 (Do)

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c. 検証 (See)

リスク管理業務担当者によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行う他、コンプライアンス業務担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行われます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。

投資政策委員会においては、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理業務及びコンプライアンス業務担当者からモニタリングの結果について報告され、今後の運用方針が検討されます。

※上記体制は、2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の全額とします。
- 2) 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型＞

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式以外への実質投資割合は50%以内とします。
- 3) 同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 投資信託証券（但し、マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 外貨建資産への投資は行いません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限り。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9) 投資する投資信託証券等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、取引所に上場されている投資信託証券とします。ただし、上場予定の投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者は投資することを指図することができるものとします。
 - ロ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ハ) ロ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 10) 信用取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

11) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

12) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ)において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) ハ)においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ヘ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

13) 金利先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 13)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内(または海外)において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

14) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 15) 有価証券の空売りの指図
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 16) 有価証券の借入れの指図
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。
- 17) 資金の借入れ
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

<日本好配当株マザーファンド>

- 株式の投資割合には、制限を設けません。新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 投資する株式等の範囲

イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割

当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

8) 信用取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

9) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。
- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

10) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

11) 金利先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 11)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。))における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。))までの期間に係る国内(または海外)において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。))の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の空売りの指図

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

14) 有価証券の借入れの指図

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

<いちよしJリートマザーファンド>

1) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

2) 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4) 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

5) 外貨建資産への投資は行いません。

6) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

7) 投資する投資信託証券等の範囲

イ) 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、取引所に上場されている投資信託証券とします。ただし、上場予定の投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者は投資することを指図することができるものとします。

ロ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ハ) ロ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

8) 信用取引の運用指図

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

9) 先物取引等の運用指図

イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

10) スワップ取引の運用指図

イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ホ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

11) 金利先渡取引の運用指図

イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ) 11) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内(または海外)において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の空売りの指図

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有

価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

14) 有価証券の借入れの指図

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式およびＪリートへの投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。※以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

① 価格変動リスク

株式は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢等により価格が変動します。また、Ｊリートは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。当ファンドは実質的に株式およびＪリートに投資を行いますので、これらの影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式およびＪリートの価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

② 信用リスク

当ファンドは、有価証券への投資を行うため、有価証券発行体の信用リスクを伴います。発行体の経営・財務状況の悪化等に伴う価格の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行体が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。

③ 流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

「その他の留意点」

<クーリング・オフについて>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<ファンドの流動性リスクにかかる留意点>

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<収益分配方針にかかわる留意点>

計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針 3.）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。

収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

<ファンドの資産規模にかかる留意点>

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

<法令・税制・会計制度等の変更の可能性>

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

＜いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞

■全社的リスク管理

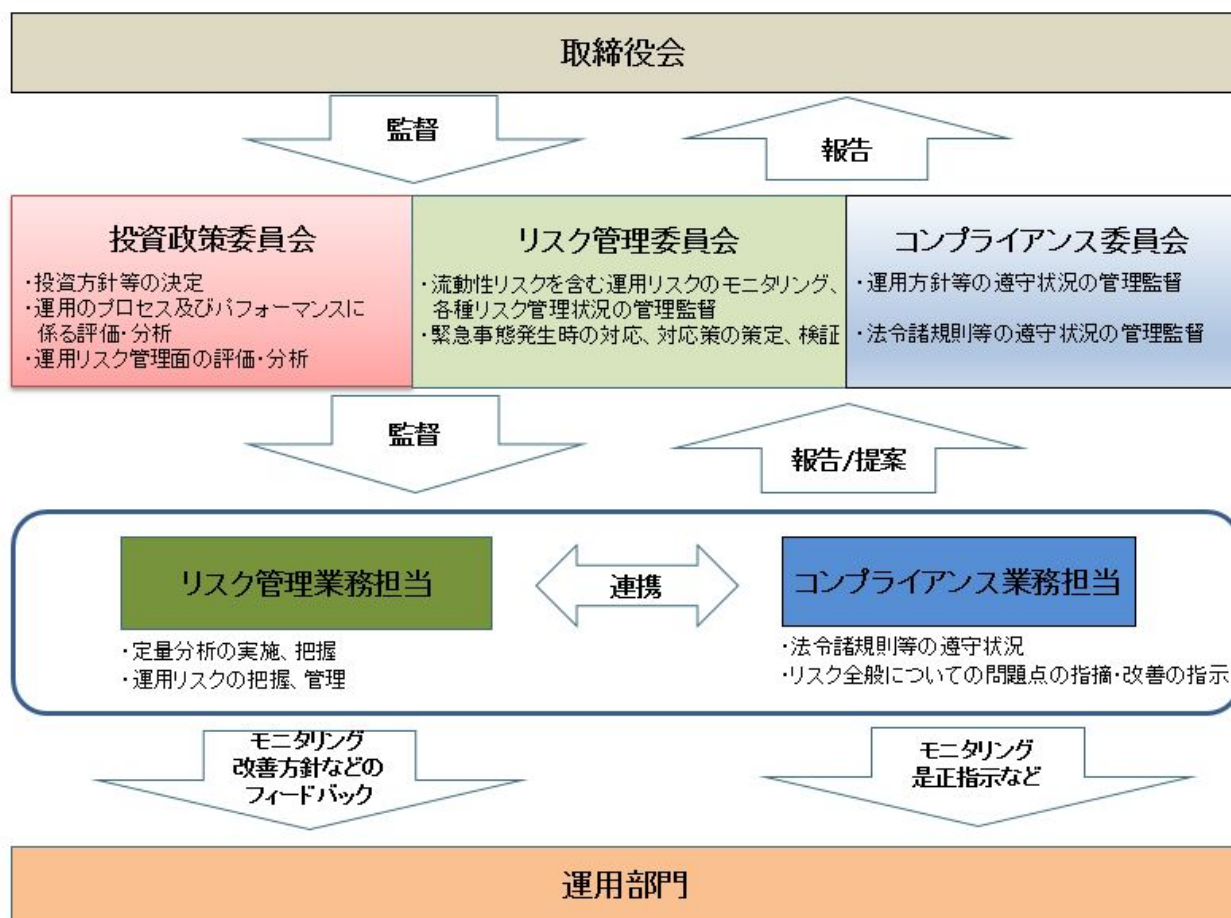
当社では運用部門、営業部門と独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者を設置し、会社業務におけるリスク全般のモニタリング、指導の一元化を図っています。法令諸規則等の遵守状況およびリスク管理状況については、コンプライアンス・リスク管理部が事務局を務めるコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を通して毎月経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しています。両委員会および運用部が事務局を務める投資政策委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の指示を通して適切なリスク管理態勢の維持・向上に努めています。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の定量分析の実施・把握および流動性リスクを含む運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果、運用リスクの管理状況について投資政策委員会に報告するとともにリスク管理委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス・リスク管理部が管理を行います。問題点については投資政策委員会、コンプライアンス委員会に報告され、必要に応じて運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。運用部門から独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者が運用状況の評価・分析および流動性リスクを含む運用リスク管理、ならびに法令諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っています。



※上記体制は 2024 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

「いちよし日本好配当株&リートファンド 資産成長型」

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークとして算出した指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

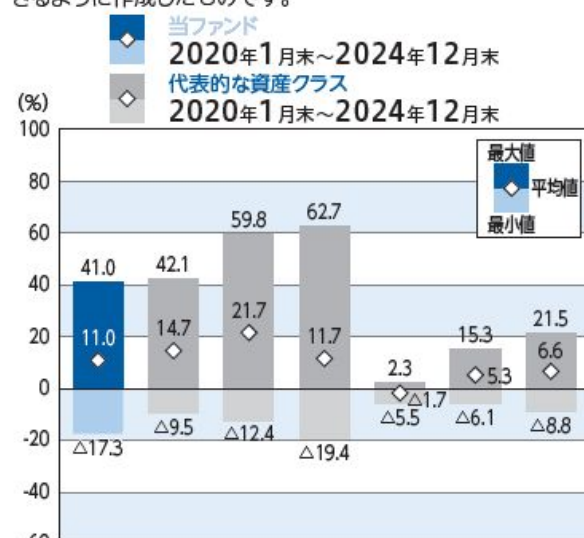
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.364%（税抜1.24%）の率を乗じて得た額とします。

※この他に、投資対象とする「いちよしJリートマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用（信託報酬）の配分
委託会社	年率0.660%（税抜0.60%）
販売会社	年率0.660%（税抜0.60%）
受託会社	年率0.044%（税抜0.04%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※いちよしJリートマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ・当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用および当ファンドの借入金利息。
- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。
- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる以下の費用は、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。
 1. 法律顧問、税務顧問への報酬
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出等にかかる費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 5. 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付等にかかる費用
 6. この信託契約にかかる受益者に対して行う公告等にかかる費用
 7. その他信託事務の管理、運営にかかる費用
- ・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
- ◆その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
- ※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

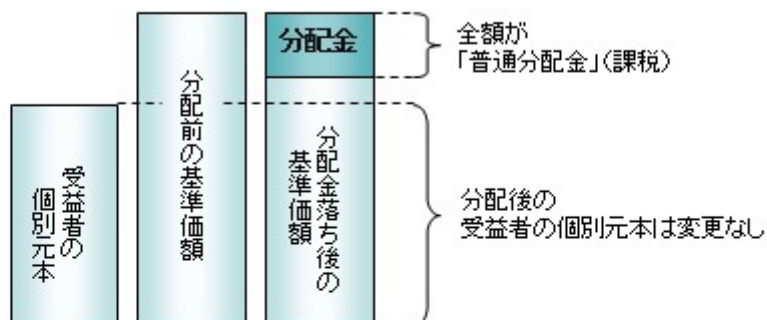
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

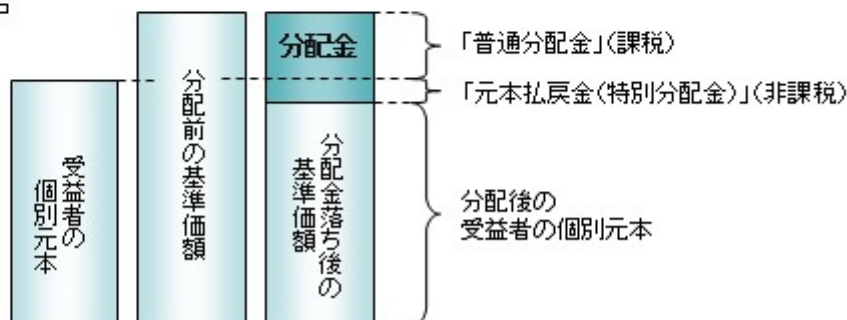
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2023年6月20日～2024年6月17日

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型	1.40%	1.36%	0.04%

(表示桁数未満を四捨五入)

※ 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※ 当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※ これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【いちよし日本好配当株&Ｊリートファンド 資産成長型】

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,282,211,323	99.59
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	－	34,162,549	0.41
合計(純資産総額)		8,316,373,872	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	2,066,748,052	2.6009	5,375,476,116	2.6919	5,563,479,081	66.90
日本	親投資信託受益証券	いちよしＪリートマザーファンド	1,985,345,584	1.3752	2,730,421,638	1.3694	2,718,732,242	32.69

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.59
合計	99.59

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年6月19日）	6,324	6,324	0.9912	0.9912
第2計算期間末（2018年6月18日）	4,290	4,290	1.0653	1.0653
第3計算期間末（2019年6月17日）	3,212	3,212	1.0401	1.0401
第4計算期間末（2020年6月17日）	2,002	2,002	0.9972	0.9972
第5計算期間末（2021年6月17日）	2,441	2,441	1.3032	1.3032
第6計算期間末（2022年6月17日）	4,221	4,221	1.2994	1.2994
第7計算期間末（2023年6月19日）	6,569	6,569	1.5391	1.5391
第8計算期間末（2024年6月17日）	8,106	8,106	1.7530	1.7530
2023年12月末日	7,147	—	1.6166	—
2024年1月末日	7,512	—	1.7028	—
2月末日	7,643	—	1.7113	—
3月末日	8,261	—	1.8164	—
4月末日	8,326	—	1.8254	—
5月末日	8,326	—	1.8038	—
6月末日	8,364	—	1.8007	—
7月末日	8,382	—	1.8022	—
8月末日	8,215	—	1.7668	—
9月末日	8,132	—	1.7377	—
10月末日	8,132	—	1.7287	—
11月末日	8,107	—	1.7217	—
12月末日	8,316	—	1.7768	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年2月24日～2017年6月19日	0.0000
第2期	2017年6月20日～2018年6月18日	0.0000
第3期	2018年6月19日～2019年6月17日	0.0000
第4期	2019年6月18日～2020年6月17日	0.0000
第5期	2020年6月18日～2021年6月17日	0.0000
第6期	2021年6月18日～2022年6月17日	0.0000
第7期	2022年6月18日～2023年6月19日	0.0000
第8期	2023年6月20日～2024年6月17日	0.0000
当中間期	2024年6月18日～2024年12月17日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1期	2017年2月24日～2017年6月19日	△0.88
第2期	2017年6月20日～2018年6月18日	7.48
第3期	2018年6月19日～2019年6月17日	△2.37
第4期	2019年6月18日～2020年6月17日	△4.12
第5期	2020年6月18日～2021年6月17日	30.69
第6期	2021年6月18日～2022年6月17日	△0.29
第7期	2022年6月18日～2023年6月19日	18.45
第8期	2023年6月20日～2024年6月17日	13.90
当中間期	2024年6月18日～2024年12月17日	△1.81

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年2月24日～2017年6月19日	6,417,338,758	36,998,934
第2期	2017年6月20日～2018年6月18日	2,612,541,941	4,965,388,592
第3期	2018年6月19日～2019年6月17日	956,225,327	1,895,211,422
第4期	2019年6月18日～2020年6月17日	269,852,770	1,350,081,794
第5期	2020年6月18日～2021年6月17日	468,233,142	603,207,072
第6期	2021年6月18日～2022年6月17日	1,741,850,889	366,457,759
第7期	2022年6月18日～2023年6月19日	2,379,677,670	1,360,179,948
第8期	2023年6月20日～2024年6月17日	1,633,066,855	1,276,985,346
当中間期	2024年6月18日～2024年12月17日	306,588,580	247,371,549

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

日本好配当株マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	32,511,526,610	98.85
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	378,975,014	1.15
合計(純資産総額)		32,890,501,624	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	224,900	4,684.00	1,053,431,600	4,858.00	1,092,564,200	3.32
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	256,200	3,746.71	959,907,318	4,235.00	1,085,007,000	3.30
日本	株式	オリックス	その他金 融業	287,600	3,453.83	993,323,830	3,408.00	980,140,800	2.98
日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	5,681,700	151.28	859,571,578	158.00	897,708,600	2.73
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	279,500	2,719.21	760,019,850	3,146.00	879,307,000	2.67
日本	株式	三井化学	化学	238,900	3,932.31	939,431,060	3,470.00	828,983,000	2.52
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	275,700	2,415.50	665,953,350	2,853.50	786,709,950	2.39
日本	株式	KDDI	情報・通 信業	150,400	4,828.00	726,131,200	5,042.00	758,316,800	2.31
日本	株式	デンソー	輸送用機 器	325,900	2,208.24	719,667,483	2,214.50	721,705,550	2.19
日本	株式	東京建物	不動産業	274,800	2,435.87	669,379,310	2,607.00	716,403,600	2.18
日本	株式	ヒューリック	不動産業	496,900	1,494.50	742,617,050	1,370.00	680,753,000	2.07
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・ 土石製品	131,400	4,196.18	551,378,986	5,080.00	667,512,000	2.03
日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	434,600	1,615.00	701,879,000	1,535.00	667,111,000	2.03
日本	株式	クラレ	化学	288,600	2,149.50	620,345,700	2,280.50	658,152,300	2.00
日本	株式	ユー・エス・エス	サービス 業	473,500	1,371.50	649,405,250	1,377.00	652,009,500	1.98
日本	株式	積水ハウス	建設業	166,500	4,060.00	675,990,000	3,782.00	629,703,000	1.91
日本	株式	アマダ	機械	395,600	1,506.50	595,971,400	1,537.00	608,037,200	1.85
日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	3,037,000	197.65	600,263,050	198.90	604,059,300	1.84
日本	株式	三菱瓦斯化学	化学	212,000	2,845.00	603,140,000	2,829.50	599,854,000	1.82
日本	株式	東ソー	化学	281,700	1,931.50	544,103,550	2,117.50	596,499,750	1.81
日本	株式	小松製作所	機械	137,100	4,019.00	551,004,900	4,350.00	596,385,000	1.81

日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	158,000	3,208.94	507,014,044	3,764.00	594,712,000	1.81
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	316,200	1,558.36	492,755,519	1,846.00	583,705,200	1.77
日本	株式	三井物産	卸売業	173,800	3,229.33	561,257,694	3,311.00	575,451,800	1.75
日本	株式	丸井グループ	小売業	227,100	2,485.50	564,457,050	2,514.50	571,042,950	1.74
日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	153,400	3,469.53	532,226,000	3,692.00	566,352,800	1.72
日本	株式	丸紅	卸売業	236,400	2,395.16	566,215,828	2,392.50	565,587,000	1.72
日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	143,800	4,050.00	582,390,000	3,905.00	561,539,000	1.71
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	95,100	5,412.31	514,710,704	5,728.00	544,732,800	1.66
日本	株式	日産化学	化学	108,700	5,254.00	571,109,800	4,949.00	537,956,300	1.64

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	9.65
		食料品	1.38
		パルプ・紙	2.35
		化学	11.85
		ゴム製品	2.61
		ガラス・土石製品	2.03
		鉄鋼	1.47
		非鉄金属	2.39
		機械	7.73
		電気機器	1.07
		輸送用機器	11.00
		陸運業	1.22
		空運業	1.10
		情報・通信業	7.97
		卸売業	6.77
		小売業	2.66
		銀行業	5.30
		保険業	6.16
		その他金融業	4.03
		不動産業	7.00
		サービス業	3.10
合計			98.85

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

いちよしＪリートマザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	14,688,326,200	98.36
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	244,577,463	1.64
合計（純資産総額）		14,932,903,663	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	14,121	71,920	1,015,590,256	70,600	996,942,600	6.68
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	4,224	244,164	1,031,349,223	231,800	979,123,200	6.56
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	13,062	63,436	828,613,735	66,200	864,704,400	5.79
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	5,975	142,614	852,120,798	140,800	841,280,000	5.63
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	4,802	161,023	773,233,405	164,100	788,008,200	5.28
日本	投資証券	日本リート投資法人	9,411	82,336	774,871,421	76,100	716,177,100	4.80
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4,888	148,015	723,501,816	137,700	673,077,600	4.51
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	2,978	249,637	743,420,615	222,900	663,796,200	4.45
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	5,626	121,023	680,876,953	116,200	653,741,200	4.38
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	4,085	152,632	623,502,128	149,500	610,707,500	4.09
日本	投資証券	イオンリート投資法人	4,407	133,603	588,790,139	126,700	558,366,900	3.74
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	5,017	109,337	548,546,370	107,900	541,334,300	3.63
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	5,327	104,577	557,085,727	101,500	540,690,500	3.62
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	3,976	127,979	508,847,446	122,400	486,662,400	3.26
日本	投資証券	スターアジア不動産投資法人	9,339	55,823	521,333,407	51,600	481,892,400	3.23
日本	投資証券	タカラレーベン不動産投資法人	4,996	93,473	466,995,996	86,800	433,652,800	2.90
日本	投資証券	福岡リート投資法人	2,639	164,589	434,351,822	145,000	382,655,000	2.56
日本	投資証券	いちごオフィスリート投資法人	3,705	82,058	304,028,516	79,900	296,029,500	1.98
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,116	262,988	293,494,944	263,200	293,731,200	1.97
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	3,230	97,295	314,262,955	89,100	287,793,000	1.93
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	3,189	91,513	291,836,232	90,200	287,647,800	1.93
日本	投資証券	投資法人みらい	6,851	41,500	284,323,068	40,800	279,520,800	1.87
日本	投資証券	Oneリート投資法人	1,197	257,211	307,882,177	230,000	275,310,000	1.84
日本	投資証券	トーセイ・リート投資法人	1,660	136,801	227,090,698	126,100	209,326,000	1.40
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	656	328,390	215,423,880	315,500	206,968,000	1.39
日本	投資証券	サムティ・レジデンシャル投資法人	2,054	105,011	215,693,456	93,000	191,022,000	1.28
日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	1,557	117,461	182,887,524	119,600	186,217,200	1.25
日本	投資証券	東海道リート投資法人	1,292	125,160	161,707,304	107,000	138,244,000	0.93

日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	1,731	84,113	145,600,053	77,700	134,498,700	0.90
日本	投資証券	スタートプロシード投資法人	662	197,332	130,634,062	173,800	115,055,600	0.77

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.36
合計	98.36

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績 (2024年12月30日現在)

「いちよし日本好配当株&リートファンド 資産成長型」

基準価額・純資産の推移

基準価額

17,768円

純資産総額

8,316百万円

2017年2月24日～2024年12月30日



※ 基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移

決算日	分配金
第4期 2020年6月17日	0円
第5期 2021年6月17日	0円
第6期 2022年6月17日	0円
第7期 2023年6月19日	0円
第8期 2024年6月17日	0円
設定来累計	0円

※ 分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄（日本好配当株マザーファンド）

	コード	銘柄名	業種	比率 (%)
1	1925	大和ハウス工業	建設業	3.3
2	8750	第一生命ホールディングス	保険業	3.3
3	8591	オリックス	その他金融業	3.0
4	9432	日本電信電話	情報・通信業	2.7
5	7203	トヨタ自動車	輸送用機器	2.7
6	4183	三井化学	化学	2.5
7	5802	住友電気工業	非鉄金属	2.4
8	9433	KDDI	情報・通信業	2.3
9	6902	デンソー	輸送用機器	2.2
10	8804	東京建物	不動産業	2.2

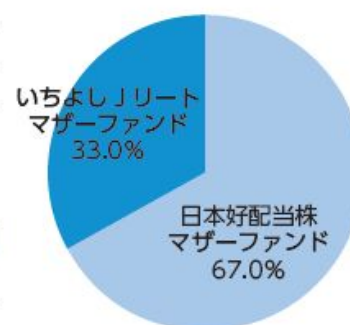
※ 比率は、マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

組入上位10銘柄（いちよしリートマザーファンド）

	コード	銘柄名	業種	比率 (%)
1	8985	ジャパン・ホテル・リート投資法人	特化型(ホテル・旅館)	6.7
2	8984	大和ハウスリート投資法人	複合・総合型	6.6
3	8963	インヴィンシブル投資法人	複合・総合型	5.8
4	8960	ユナイテッド・アーバン投資法人	複合・総合型	5.6
5	8954	オリックス不動産投資法人	複合・総合型	5.3
6	3296	日本リート投資法人	複合・総合型	4.8
7	3462	野村不動産マスターファンド投資法人	複合・総合型	4.5
8	3283	日本プロロジスリート投資法人	特化型(物流施設)	4.4
9	8987	ジャパンエクセレント投資法人	特化型(オフィスビル)	4.4
10	8972	KDX不動産投資法人	複合・総合型	4.1

※ 比率は、マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

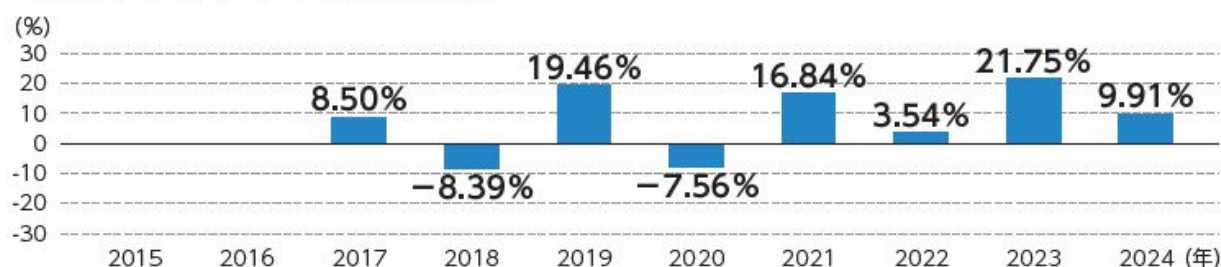
各マザーファンドへの投資割合



*投資割合は各マザーファンドの投資評価額の合計を100%として計算した値です。

年間収益率の推移

当ファンドにベンチマークはありません。



※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※ 2017年は設定日（2月24日）から12月末までの収益率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（6）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（8）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額
解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

- (5) 手取額
1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約単位
1 口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
- (8) 受付の中止および取消
 - ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

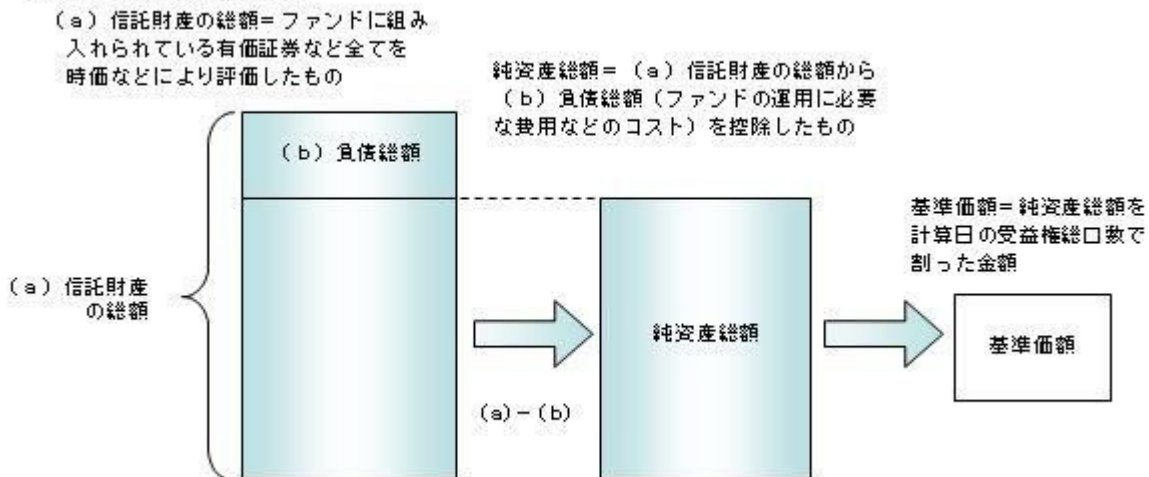
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（2017年2月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月18日から翌年6月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約によりファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

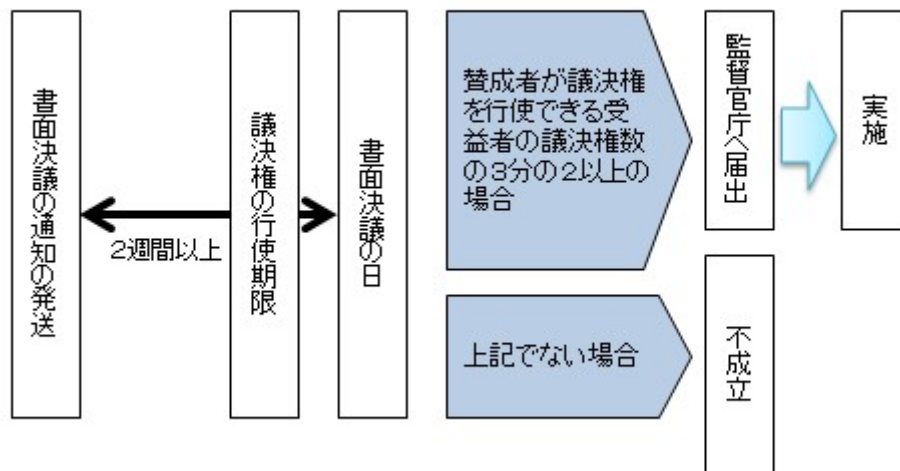
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期計算期間(2023 年 6 月 20 日から 2024 年 6 月 17 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月27日

いちよしアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型の2023年6月20日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型の2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【いちよし日本好配当株&Ｊリートファンド 資産成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年6月19日現在	第8期 2024年6月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,847,898	40,238,327
親投資信託受益証券	6,542,638,239	7,970,425,227
未収入金	44,442,120	165,442,878
未収利息	-	11
流動資産合計	6,629,928,257	8,176,106,443
資産合計	6,629,928,257	8,176,106,443
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,101,321	13,904,499
未払受託者報酬	1,304,138	1,706,310
未払委託者報酬	39,124,188	51,189,298
未払利息	123	-
その他未払費用	3,028,471	2,908,817
流動負債合計	60,558,241	69,708,924
負債合計	60,558,241	69,708,924
純資産の部		
元本等		
元本	4,268,194,976	4,624,276,485
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,301,175,040	3,482,121,034
（分配準備積立金）	1,148,851,183	1,664,094,839
元本等合計	6,569,370,016	8,106,397,519
純資産合計	6,569,370,016	8,106,397,519
負債純資産合計	6,629,928,257	8,176,106,443

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2022年6月18日 至 2023年6月19日	第8期 自 2023年6月20日 至 2024年6月17日
営業収益		
受取利息	-	1,069
有価証券売買等損益	1,069,341,800	1,014,243,409
営業収益合計	1,069,341,800	1,014,244,478
営業費用		
支払利息	36,843	35,758
受託者報酬	2,457,359	3,195,605
委託者報酬	73,720,752	95,867,999
その他費用	3,029,229	2,910,382
営業費用合計	79,244,183	102,009,744
営業利益又は営業損失(△)	990,097,617	912,234,734
経常利益又は経常損失(△)	990,097,617	912,234,734
当期純利益又は当期純損失(△)	990,097,617	912,234,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	99,576,583	104,371,068
期首剰余金又は期首欠損金(△)	972,611,663	2,301,175,040
剰余金増加額又は欠損金減少額	863,645,577	1,070,367,144
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	863,645,577	1,070,367,144
剰余金減少額又は欠損金増加額	425,603,234	697,284,816
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	425,603,234	697,284,816
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,301,175,040	3,482,121,034

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月18日から翌年6月17日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2023年6月20日から2024年6月17日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年6月19日現在	第8期 2024年6月17日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,268,194,976口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,624,276,485口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5391円 (10,000口当たり純資産額) (15,391円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7530円 (10,000口当たり純資産額) (17,530円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年6月18日 至2023年6月19日	第8期 自2023年6月20日 至2024年6月17日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 192,027,210円	A 費用控除後の配当等収益額 231,629,584円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 652,373,539円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 576,234,082円
C 収益調整金額 1,152,323,857円	C 収益調整金額 1,818,026,195円
D 分配準備積立金額 304,450,434円	D 分配準備積立金額 856,231,173円
E 当ファンドの分配対象収益額 2,301,175,040円	E 当ファンドの分配対象収益額 3,482,121,034円
F 当ファンドの期末残存口数 4,268,194,976口	F 当ファンドの期末残存口数 4,624,276,485口
G 10,000口当たり収益分配対象額 5,391円	G 10,000口当たり収益分配対象額 7,530円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 7 期 自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	第 8 期 自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 7 期 2023 年 6 月 19 日現在	第 8 期 2024 年 6 月 17 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 7 期 自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	第 8 期 自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	992, 871, 669	871, 843, 022
合計	992, 871, 669	871, 843, 022

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	第 8 期 自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	第 7 期 自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	第 8 期 自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,248,697,254 円	4,268,194,976 円
期中追加設定元本額	2,379,677,670 円	1,633,066,855 円
期中一部解約元本額	1,360,179,948 円	1,276,985,346 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (2024 年 6 月 17 日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	2,063,381,036	5,368,917,455	
	いちよしJリートマザーファンド	1,889,943,896	2,601,507,772	
合計		3,953,324,932	7,970,425,227	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよしＪリートマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお 2024 年 6 月 17 日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本好配当株マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本好配当株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023 年 6 月 19 日現在	2024 年 6 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,362,456,410	4,119,185,021
株式	13,170,089,720	22,900,959,480
未収入金	37,438,574	-
未収配当金	150,689,500	258,047,720
未収利息	-	1,128
流動資産合計	15,720,674,204	27,278,193,349
資産合計	15,720,674,204	27,278,193,349
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,351,628,670	3,544,852,671
未払利息	6,796	-
流動負債合計	2,351,635,466	3,544,852,671
負債合計	2,351,635,466	3,544,852,671
純資産の部		
元本等		
元本	6,306,571,692	9,121,179,853
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	7,062,467,046	14,612,160,825
元本等合計	13,369,038,738	23,733,340,678
純資産合計	13,369,038,738	23,733,340,678
負債純資産合計	15,720,674,204	27,278,193,349

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 6 月 19 日現在		2024 年 6 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	6,306,571,692 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	9,121,179,853 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2.1199 円	1 口当たり純資産額	2.6020 円
(10,000 口当たり純資産額)	(21,199 円)	(10,000 口当たり純資産額)	(26,020 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2023 年 6 月 19 日現在	2024 年 6 月 17 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	2,281,872,317	1,622,564,829
合計	2,281,872,317	1,622,564,829

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2022 年 6 月 18 日	2023 年 6 月 20 日
期首元本額	3,768,787,868 円	6,306,571,692 円
期中追加設定元本額	4,397,827,337 円	5,961,923,907 円
期中一部解約元本額	1,860,043,513 円	3,147,315,746 円
元本の内訳		
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資 産成長型	2,278,071,094 円	2,063,381,036 円
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年 4回決算型	4,028,500,598 円	7,057,798,817 円

附属明細表

第1 有価証券明細表（2024年6月17日現在）

(1) 株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
コムシスホールディングス	85,700	3,087.00	264,555,900	
鹿島建設	132,500	2,669.00	353,642,500	
大和ハウス工業	195,400	4,000.00	781,600,000	
積水ハウス	152,600	3,423.00	522,349,800	
インフロニア・ホールディングス	314,700	1,243.00	391,172,100	
レンゴー	242,100	999.50	241,978,950	
クラレ	403,700	1,816.00	733,119,200	
日産化学	60,800	4,597.00	279,497,600	
東ソー	315,300	2,034.50	641,477,850	
日本触媒	90,800	1,537.50	139,605,000	
三菱瓦斯化学	241,600	3,039.00	734,222,400	
三井化学	179,600	4,337.00	778,925,200	
アイカ工業	61,400	3,459.00	212,382,600	
TOYO TIRE	174,300	2,564.50	446,992,350	
住友大阪セメント	71,800	3,988.00	286,338,400	
JFEホールディングス	188,000	2,256.00	424,128,000	
住友電気工業	290,000	2,549.00	739,210,000	
横河ブリッジホールディングス	28,700	2,609.00	74,878,300	
三和ホールディングス	49,900	2,851.00	142,264,900	
アマダ	369,700	1,704.50	630,153,650	
DMG森精機	162,100	4,157.00	673,849,700	
小松製作所	137,100	4,379.00	600,360,900	
アマノ	46,800	3,990.00	186,732,000	
NTN	1,228,500	294.30	361,547,550	
MCJ	22,000	1,402.00	30,844,000	
京セラ	99,500	1,811.50	180,244,250	
いすゞ自動車	179,000	1,979.00	354,241,000	
トヨタ自動車	164,300	3,036.00	498,814,800	
アイシン	63,400	5,397.00	342,169,800	
本田技研工業	378,800	1,642.50	622,179,000	
テイ・エス テック	80,500	1,849.50	148,884,750	

リンテック	42,300	3,260.00	137,898,000	
ネットワークシステムズ	92,500	2,624.00	242,720,000	
日本電信電話	4,965,200	144.90	719,457,480	
KDDI	100,600	4,175.00	420,005,000	
ソフトバンク	303,700	1,945.50	590,848,350	
伊藤忠商事	32,300	7,379.00	238,341,700	
丸紅	70,000	2,982.00	208,740,000	
豊田通商	28,400	8,812.00	250,260,800	
三井物産	34,300	7,430.00	254,849,000	
三菱商事	87,000	3,080.00	267,960,000	
日本瓦斯	76,900	2,363.50	181,753,150	
丸井グループ	227,100	2,235.50	507,682,050	
サンドラッグ	96,000	3,923.00	376,608,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	91,400	1,544.50	141,167,300	
三井住友トラスト・ホールディングス	132,700	3,522.00	467,369,400	
三井住友フィナンシャルグループ	9,800	9,860.00	96,628,000	
SOMPOホールディングス	96,000	3,163.00	303,648,000	
第一生命ホールディングス	216,200	3,864.00	835,396,800	
東京海上ホールディングス	61,500	5,263.00	323,674,500	
オリックス	218,800	3,364.00	736,043,200	
ヒューリック	450,000	1,447.00	651,150,000	
野村不動産ホールディングス	140,900	3,940.00	555,146,000	
東京建物	232,900	2,401.00	559,192,900	
カチタス	66,000	1,678.00	110,748,000	
電通グループ	130,600	3,916.00	511,429,600	
ユー・エス・エス	313,100	1,258.00	393,879,800	
合 計	14,526,800		22,900,959,480	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

「いちよしＪリートマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

いちよしＪリートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023 年 6 月 19 日現在	2024 年 6 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	570,379,595	1,339,927,917
投資証券	5,198,473,900	11,621,856,400
未収配当金	25,616,740	95,896,260
未収利息	－	367
流動資産合計	5,794,470,235	13,057,680,944
資産合計	5,794,470,235	13,057,680,944
負債の部		
流動負債		
未払解約金	523,941,203	1,278,193,914
未払利息	1,640	－
流動負債合計	523,942,843	1,278,193,914
負債合計	523,942,843	1,278,193,914
純資産の部		
元本等		
元本	3,808,505,473	8,557,432,305
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,462,021,919	3,222,054,725
元本等合計	5,270,527,392	11,779,487,030
純資産合計	5,270,527,392	11,779,487,030
負債純資産合計	5,794,470,235	13,057,680,944

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 6 月 19 日現在		2024 年 6 月 17 日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	3,808,505,473 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	8,557,432,305 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.3839 円	1 口当たり純資産額	1.3765 円
(10,000 口当たり純資産額)	(13,839 円)	(10,000 口当たり純資産額)	(13,765 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2023 年 6 月 19 日現在	2024 年 6 月 17 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	70,024,868	△207,211,393
合計	70,024,868	△207,211,393

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	自 2022 年 6 月 18 日 至 2023 年 6 月 19 日	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2022 年 6 月 18 日	2023 年 6 月 20 日
期首元本額	2,994,216,892 円	3,808,505,473 円
期中追加設定元本額	2,408,055,002 円	6,190,734,494 円
期中一部解約元本額	1,593,766,421 円	1,441,807,662 円
元本の内訳		
いちよし日本好配当株& J リートファンド 資 産成長型	1,238,062,958 円	1,889,943,896 円
いちよし日本好配当株& J リートファンド 年 4 回決算型	2,455,963,291 円	6,543,480,585 円
いちよし中小型株& J リートファンド (適格機 関投資家専用)	114,479,224 円	124,007,824 円

附属明細表

第1 有価証券明細表（2024年6月17日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数（口）	評価額（円）	備考
投資証券	サンケイリアルエステート投資法人	117	9,734,400	
	S O S i L A 物流リート投資法人	684	78,660,000	
	東海道リート投資法人	972	118,292,400	
	アドバンス・レジデンス投資法人	96	30,720,000	
	G L P 投資法人	1,308	169,909,200	
	日本プロロジスリート投資法人	2,261	565,476,100	
	O n e リート投資法人	733	186,915,000	
	イオンリート投資法人	6,082	800,999,400	
	ヒューリックリート投資法人	384	55,180,800	
	日本リート投資法人	1,550	514,600,000	
	トーセイ・リート投資法人	1,234	169,551,600	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	1,644	170,811,600	
	野村不動産マスターファンド投資法人	3,917	549,555,100	
	いちごホテルリート投資法人	1,000	109,000,000	
	スターアジア不動産投資法人	3,504	207,787,200	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	749	322,819,000	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人	922	68,412,400	
	投資法人みらい	1,828	81,254,600	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人	691	98,191,100	
	ザイマックス・リート投資法人	223	26,157,900	
	タカラレーベン不動産投資法人	3,096	305,265,600	
	アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,335	277,865,000	
	日本ビルファンド投資法人	157	90,903,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	700	354,900,000	
	日本都市ファンド投資法人	4,413	396,287,400	
	オリックス不動産投資法人	4,005	631,188,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	443	144,861,000	
	N T T 都市開発リート投資法人	2,395	277,341,000	

	グローバル・ワン不動産投資法人	2, 149	214, 040, 400	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	4, 158	591, 267, 600	
	インヴィンシブル投資法人	5, 060	343, 574, 000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	525	139, 335, 000	
	福岡リート投資法人	3, 085	487, 430, 000	
	K D X 不動産投資法人	3, 756	572, 790, 000	
	いちごオフィスリート投資法人	1, 718	139, 673, 400	
	大和証券オフィス投資法人	1, 186	331, 605, 600	
	阪急阪神リート投資法人	10	1, 312, 000	
	スターツプロシード投資法人	1, 030	206, 412, 000	
	大和ハウスリート投資法人	3, 127	765, 176, 900	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2, 145	169, 240, 500	
	大和証券リビング投資法人	3, 192	328, 456, 800	
	ジャパンエクセレント投資法人	4, 317	518, 903, 400	
	合計	82, 901	11, 621, 856, 400	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 6 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月21日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型の2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資産成長型の2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の

妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【いちよし日本好配当株& J リートファンド 資産成長型】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2024 年 6 月 17 日現在	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,238,327	44,613,295
親投資信託受益証券	7,970,425,227	8,026,685,826
未収入金	165,442,878	54,284,956
未収利息	11	122
流動資産合計	8,176,106,443	8,125,584,199
資産合計	8,176,106,443	8,125,584,199
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,904,499	7,229,286
未払受託者報酬	1,706,310	1,799,169
未払委託者報酬	51,189,298	53,975,179
その他未払費用	2,908,817	1,300,987
流動負債合計	69,708,924	64,304,621
負債合計	69,708,924	64,304,621
純資産の部		
元本等		
元本	4,624,276,485	4,683,493,516
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,482,121,034	3,377,786,062
（分配準備積立金）	1,664,094,839	1,579,400,383
元本等合計	8,106,397,519	8,061,279,578
純資産合計	8,106,397,519	8,061,279,578
負債純資産合計	8,176,106,443	8,125,584,199

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2023 年 6 月 20 日 至 2023 年 12 月 19 日	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
営業収益		
受取利息	-	16,883
有価証券売買等損益	240,606,566	△91,898,709
営業収益合計	240,606,566	△91,881,826
営業費用		
支払利息	24,824	-
受託者報酬	1,489,295	1,799,169
委託者報酬	44,678,701	53,975,179
その他費用	1,305,306	1,300,987
営業費用合計	47,498,126	57,075,335
営業利益又は営業損失 (△)	193,108,440	△148,957,161
経常利益又は経常損失 (△)	193,108,440	△148,957,161
中間純利益又は中間純損失 (△)	193,108,440	△148,957,161
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	40,255,056	2,515,237
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2,301,175,040	3,482,121,034
剰余金増加額又は欠損金減少額	616,673,137	232,369,494
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	616,673,137	232,369,494
剰余金減少額又は欠損金増加額	486,080,290	185,232,068
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	486,080,290	185,232,068
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	2,584,621,271	3,377,786,062

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 2024 年 6 月 17 日現在	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,624,276,485 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 4,683,493,516 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.7530 円 (10,000 口当たり純資産額) (17,530 円)	2. 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.7212 円 (10,000 口当たり純資産額) (17,212 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前計算期間末 2024 年 6 月 17 日現在	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	前計算期間末 自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,268,194,976 円	4,624,276,485 円
期中追加設定元本額	1,633,066,855 円	306,588,580 円
期中一部解約元本額	1,276,985,346 円	247,371,549 円

(参考)

当ファンドは、「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよし」リートマザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお 2024 年 12 月 17 日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本好配当株マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本好配当株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,119,185,021	1,500,762,358
株式	22,900,959,480	30,175,416,560
未収配当金	258,047,720	-
未収利息	1,128	4,111
流動資産合計	27,278,193,349	31,676,183,029
資産合計	27,278,193,349	31,676,183,029
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,544,852,671	112,703,225
流動負債合計	3,544,852,671	112,703,225
負債合計	3,544,852,671	112,703,225
純資産の部		
元本等		
元本	9,121,179,853	12,143,811,539
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	14,612,160,825	19,419,668,265
元本等合計	23,733,340,678	31,563,479,804
純資産合計	23,733,340,678	31,563,479,804
負債純資産合計	27,278,193,349	31,676,183,029

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,121,179,853 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 12,143,811,539 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 2.6020 円 (10,000 口当たり純資産額) (26,020 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 2.5991 円 (10,000 口当たり純資産額) (25,991 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023 年 6 月 20 日	2024 年 6 月 18 日
期首元本額	6,306,571,692 円	9,121,179,853 円
期中追加設定元本額	5,961,923,907 円	3,309,009,010 円
期中一部解約元本額	3,147,315,746 円	286,377,324 円
元本の内訳		
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資 産成長型	2,063,381,036 円	2,068,888,609 円
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年 4回決算型	7,057,798,817 円	8,994,285,175 円
いちよし日本好配当株ファンド（適格機関投資 家専用）	—	1,080,637,755 円

「いちよしＪリートマザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

いちよしＪリートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,339,927,917	248,616,124
投資証券	11,621,856,400	14,147,728,100
未収配当金	95,896,260	111,346,908
未収利息	367	681
流動資産合計	13,057,680,944	14,507,691,813
資産合計	13,057,680,944	14,507,691,813
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,278,193,914	55,246,322
流動負債合計	1,278,193,914	55,246,322
負債合計	1,278,193,914	55,246,322
純資産の部		
元本等		
元本	8,557,432,305	10,842,184,231
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,222,054,725	3,610,261,260
元本等合計	11,779,487,030	14,452,445,491
純資産合計	11,779,487,030	14,452,445,491
負債純資産合計	13,057,680,944	14,507,691,813

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,557,432,305 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 10,842,184,231 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.3765 円 (10,000 口当たり純資産額) (13,765 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.3330 円 (10,000 口当たり純資産額) (13,330 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	自 2023 年 6 月 20 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023 年 6 月 20 日	2024 年 6 月 18 日
期首元本額	3,808,505,473 円	8,557,432,305 円
期中追加設定元本額	6,190,734,494 円	2,500,950,425 円
期中一部解約元本額	1,441,807,662 円	216,198,499 円
元本の内訳		
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資 産成長型	1,889,943,896 円	1,987,574,976 円
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年 4回決算型	6,543,480,585 円	8,728,351,872 円
いちよし中小型株&Jリートファンド (適格機 関投資家専用)	124,007,824 円	126,257,383 円

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

【いちよし日本好配当株& J リートファンド 資産成長型】

【純資産額計算書】

I 資産総額	8,326,571,999円
II 負債総額	10,198,127円
III 純資産総額（I－II）	8,316,373,872円
IV 発行済口数	4,680,616,870口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7768円

(参考)

日本好配当株マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	32,890,501,624円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	32,890,501,624円
IV 発行済口数	12,218,260,167口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6919円

いちよし J リートマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	16,194,632,459円
II 負債総額	1,261,728,796円
III 純資産総額（I－II）	14,932,903,663円
IV 発行済口数	10,904,791,180口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3694円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024 年 12 月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	16,000 株
	発行済株式総数	15,200 株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2024 年 12 月末現在）

① 取締役会

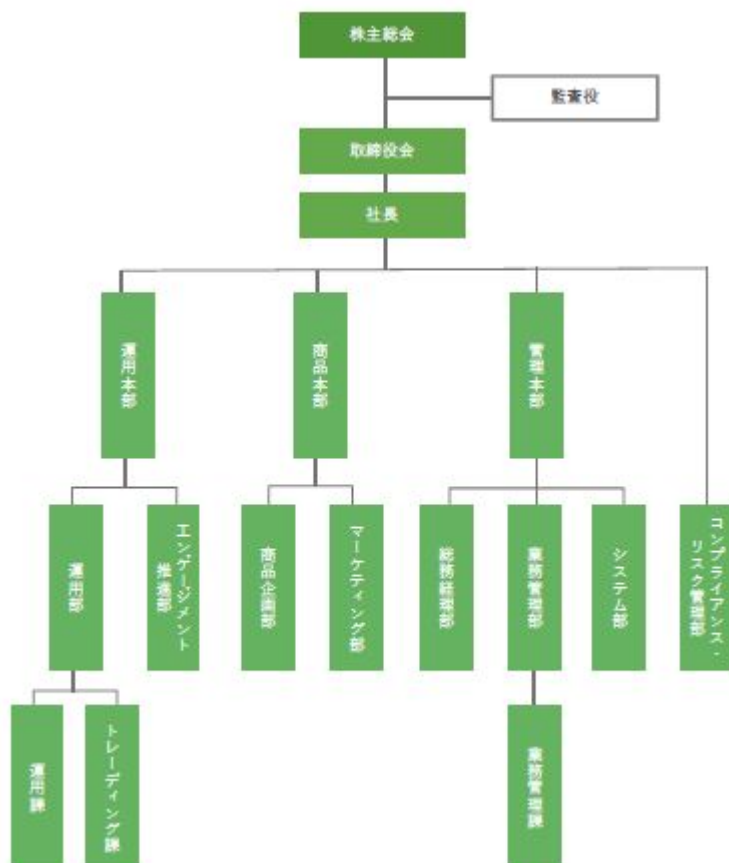
8 名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

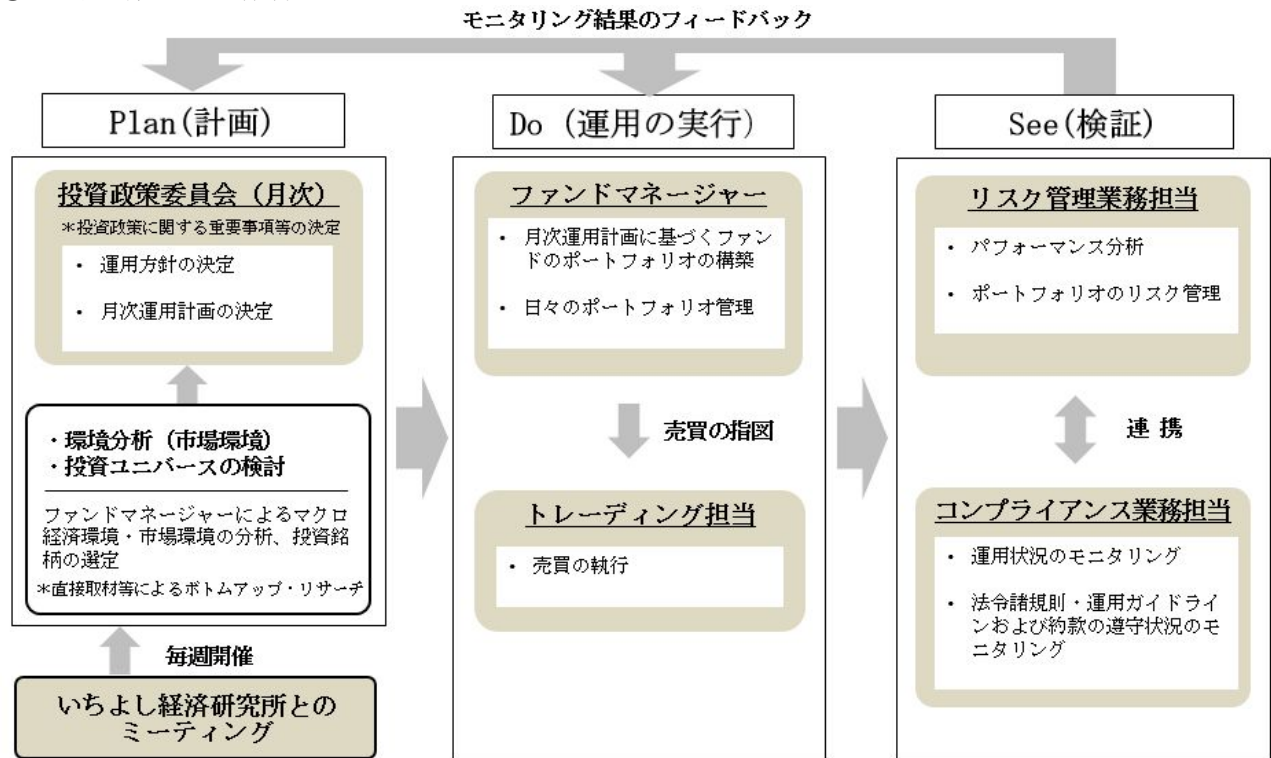
取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

② 組織図



③ 委託会社の運用体制



a. 計画 (Plan)

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に行われる投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

b. 実行 (Do)

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c. 検証 (See)

リスク管理業務担当者によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行う他、コンプライアンス業務担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行われます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。

投資政策委員会においては、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理業務及びコンプライアンス業務担当者からモニタリングの結果について報告され、今後の運用方針が検討されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2024 年 12 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	13	480,014
追加型株式投資信託	13	480,014
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	15	63,905
合計	28	543,919

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する

注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月13日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	786,393	1,314,222
前払費用	11,138	12,436
立替金	19,857	19,489
未収委託者報酬	882,746	1,015,732
未収運用受託報酬	41,696	75,857
未収投資助言報酬	15,569	20,032
流動資産合計	1,757,403	2,457,771
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,875	42,714
器具・備品	4,779	11,157
有形固定資産合計	※1 17,655	※1 53,872
無形固定資産		
ソフトウェア	3,513	2,273
ソフトウェア仮勘定	12,900	35,095
商標権	292	216
無形固定資産合計	16,706	37,585
投資その他の資産		
投資有価証券	296,413	243,004
長期差入保証金	25,025	※2 20,025
繰延税金資産	6,335	11,709
投資その他の資産合計	327,774	274,738
固定資産合計	362,136	366,196
資産合計	2,119,539	2,823,968
負債の部		
流動負債		
前受収益	6,580	—
預り金	4,398	3,996
未払金	379,610	325,580
未払手数料	※2 277,037	※2 309,417
その他未払金	※2 102,572	※2 16,162
未払費用	44,574	66,667
未払法人税等	122,576	348,014
未払消費税等	34,023	48,248
賞与引当金	2,652	4,947
流動負債合計	594,416	797,454
固定負債		
固定負債合計	—	—
負債合計	594,416	797,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
利益剰余金		
利益準備金	122,500	122,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	888,051	1,398,746
株主資本合計	1,500,551	2,011,246

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,570	15,267
純資産合計	1,525,122	2,026,513
負債・純資産合計	2,119,539	2,823,968

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	3,174,506	3,514,115
運用受託報酬	139,466	197,201
投資助言報酬	43,779	54,999
営業収益合計	3,357,751	3,766,316
営業費用		
支払手数料	※1 1,226,938	※1 1,303,422
広告宣伝費	16,223	12,449
調査費	274,815	319,126
情報機器関連費	145,073	158,935
営業資料費	25,214	30,621
委託費	104,527	129,569
事務委託費	44,299	55,658
器具備品費	2,617	5,421
営業雑経費	10,537	8,522
通信運送費	4,331	3,957
協会費	2,653	2,794
諸会費	75	12
会議費	67	50
教育研究費	3,409	1,708
営業費用合計	1,575,431	1,704,600
一般管理費		
給料	360,981	390,611
役員報酬	54,977	57,480
従業員給料	250,381	272,318
その他報酬給料	6,025	5,700
賞与引当金繰入	2,652	4,947
福利厚生費	46,945	50,165
交際費	1,816	3,433
旅費交通費	3,676	4,235
租税公課	23,163	35,473
不動産賃借料	39,764	33,483
その他不動産関係費	1,643	5,260
新聞書籍費	490	540
消耗品費	376	521
水道光熱費	1,884	2,273
雑費	513	525
減価償却費	7,678	22,230
一般管理費合計	441,990	498,589
営業利益	1,340,329	1,563,127
営業外収益		
受取配当金	1,442	5,335
雑収入	—	5
営業外費用		
雑損失	—	—
経常利益	1,341,771	1,568,467
特別利益		
投資有価証券売却益	—	39,430

特別損失		
投資有価証券売却損	—	—
固定資産除却損	—	299
税引前当期純利益	1,341,771	1,607,598
法人税、住民税及び事業税	411,390	490,171
法人税等調整額	1,556	△1,267
法人税等合計	412,947	488,904
当期純利益	928,824	1,118,694

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	1,023,227	1,635,727	27,631	1,663,359
当期変動額						
剰余金の配当			△1,064,000	△1,064,000		△1,064,000
当期純利益			928,824	928,824		928,824
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△3,061	△3,061
当期変動額合計	—	—	△135,175	△135,175	△3,061	△138,236
当期末残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122
当期変動額						
剰余金の配当			△608,000	△608,000		△608,000
当期純利益			1,118,694	1,118,694		1,118,694
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△9,303	△9,303
当期変動額合計	—	—	510,694	510,694	△9,303	501,391
当期末残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・ 2007 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までに取得したもの	定率法
・ 2016 年 4 月 1 日以降に取得したもの	定額法

上記以外

・ 2007 年 4 月 1 日以降に取得したもの	定率法
---------------------------	-----

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	6 年～15 年
器具・備品	4 年～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	25,942	23,166
※2 関係会社に対する資産及び負債		
長期差入保証金	—	19,880
未払手数料	274,989	307,690
その他未払金	98,837	618

(損益計算書関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	1,216,487	1,293,664

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年10月26日 取締役会	普通株式	456	30,000	2022年9月30日	2022年11月11日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	608	40,000	2023年3月31日	2023年6月22日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 22 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	912	60,000	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注 2) をご参照ください）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	296,413	296,413	—
資産計	296,413	296,413	—

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	243,004	243,004	—
資産計	243,004	243,004	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注 2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(注 3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年以内
(1) 預金	786,335	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	882,746	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	41,696	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	15,569	—	—	—
合計	1,726,348	—	—	—

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年以内
(1) 預金	1,313,960	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,015,732	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	75,857	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	20,032	—	—	—
合計	2,425,582	—	—	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	296,413	—	296,413
資産計	—	296,413	—	296,413

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	243,004	—	243,004
資産計	—	243,004	—	243,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	257,466	220,000	37,466
小計	257,466	220,000	37,466
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	38,947	41,000	△2,052
小計	38,947	41,000	△2,052
合計	296,413	261,000	35,413

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	233,798	211,000	22,798
小計	233,798	211,000	22,798
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	9,206	10,000	△794
小計	9,206	10,000	△794
合計	243,004	221,000	22,004

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	229,430	39,430	—
合計	229,430	39,430	—

(注) 上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
運用受託報酬	139,466	197,201
投資助言報酬	43,779	54,999
委託者報酬	3,174,506	3,514,115
合計	3,357,751	3,766,316

(注) 収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(税効果会計関連)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,102	1,882
未払社会保険料	266	408
未払事業税	11,181	15,194
資産除去債務	3,858	—
減価償却の償却超過	769	960
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金資産 小計	17,178	18,446
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	17,178	18,446
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10,843	6,737
繰延税金負債 合計	10,843	6,737
繰延税金資産の純額	6,335	11,709

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1 サービスごとの情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,046,942
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	395,769

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,073,287
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	454,520

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	1,205,735	未払手数料	274,989
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	10,751	前払費用	—
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い※2	207,732	—	—
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	98,837	未払金	98,837

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	1,282,876	未払手数料	307,690
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	10,788	未払費用	3,024
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い※2	217,080	—	—
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	618	未払金	618

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	100,337 円 01 銭	133,323 円 27 銭
1株当たり当期純利益金額	61,106 円 87 銭	73,598 円 31 銭

(注) なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,525,122	2,026,513
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益 (千円)	928,824	1,118,694
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,200	15,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	921,614
前払金	2,530
前払費用	22,829
立替金	18,337
未収委託者報酬	1,172,116
未収運用受託報酬	47,911
未収投資助言報酬	19,683
流動資産合計	2,205,022
固定資産	
有形固定資産	
建物	38,710
器具・備品	9,803
有形固定資産合計	※1 48,513
無形固定資産	
ソフトウェア	1,653
ソフトウェア仮勘定	55,101
商標権	178
無形固定資産合計	56,933
投資その他の資産	
投資有価証券	252,716
長期差入保証金	19,880
繰延税金資産	10,915
投資その他の資産合計	283,512
固定資産合計	388,959
資産合計	2,593,981
負債の部	
流動負債	
前受収益	9,398
預り金	2,266
未払金	378,258
未払手数料	370,122
その他未払金	8,136
未払費用	116,838
未払法人税等	292,779
未払消費税等	44,806
賞与引当金	3,953
流動負債合計	848,301
固定負債	
固定負債合計	—
負債合計	848,301
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
利益剰余金	
利益準備金	122,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,118,112
利益剰余金合計	1,240,612

株主資本合計	1,730,612
その他有価証券評価差額金	15,067
純資産合計	1,745,680
負債・純資産合計	2,593,981

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
営業収益	
委託者報酬	1,979,972
運用受託報酬	73,481
投資助言報酬	28,481
営業収益合計	2,081,935
営業費用及び一般管理費	※1 1,170,609
営業利益	911,325
営業外収益	157
営業外費用	—
経常利益	911,482
特別利益	—
特別損失	—
税引前中間純利益	911,482
法人税、住民税及び事業税	279,235
法人税等調整額	881
中間純利益	631,366

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	490,000	122,500	1,398,746	1,521,246	2,011,246
当中間期変動額					
剰余金の配当			△912,000	△912,000	△912,000
中間純利益			631,366	631,366	631,366
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	－	－	△280,633	△280,633	△280,633
当中間期末残高	490,000	122,500	1,118,112	1,240,612	1,730,612

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	15,267	2,026,513
当中間期変動額		
剰余金の配当		△912,000
中間純利益		631,366
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△200	△200
当中間期変動額合計	△200	△280,833
当中間期末残高	15,067	1,745,680

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない 株式等以外のもの	中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
市場価格のない 株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・定額法

上記以外

・定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	6年
器具・備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	28,524 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,358 千円
無形固定資産	658 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	912	60,000	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの
該当なし

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当中間会計期間末（2024年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	252,716	252,716	—
資産計	252,716	252,716	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	252,716	—	252,716
資産計	—	252,716	—	252,716

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末(2024年9月30日)

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	216,919	190,000	26,919
小計	216,919	190,000	26,919
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	35,797	41,000	△5,202
小計	35,797	41,000	△5,202
合計	252,716	231,000	21,716

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位: 千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
運用受託報酬	73,481
投資助言報酬	28,481
委託者報酬	1,979,972
合計	2,081,935

(注) 収益の分解情報は中間損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「中間財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	571,726
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	274,754

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	114,847円39銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	1,745,680
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,745,680
普通株式の発行済株式総数(株)	15,200
普通株式の自己株式数(株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	15,200

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	41,537円24銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	631,366
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	631,366
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

いちよし日本好配当株& Jリートファンド
資産成長型

約款

いちよしアセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

投資信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよしＪリートマザーファンド」（以下、これらを「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所等に上場（上場予定並びにわが国の金融商品取引所に準ずる市場で取引されている場合を含みます。）している株式及びわが国の金融商品取引所等に上場している不動産投資信託証券に投資します。
- ② 「日本好配当株マザーファンド」においては、株式会社いちよし経済研究所のリサーチ力を活用し、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に、ポートフォリオを構築します。「いちよしＪリートマザーファンド」においては、野村不動産投資顧問株式会社が算出した各 J-REIT の割安・割高等の結果を踏まえた助言をもとに、ポートフォリオを構築します。
- ③ 各マザーファンドへの投資割合は、「日本好配当株マザーファンド」70%、「いちよしＪリートマザーファンド」30%を中心とし、各資産の期待リターンやリスク、市場環境等によって、上下20%の範囲で決定します。また、投資割合には一定の変動許容幅を設けます。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式以外への実質投資割合は50%以内とします。
- ③ 同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 投資信託証券（但し、マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きま

す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、投資信託約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、投資信託約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡し取引は、投資信託約款第24条の範囲で行います。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑪ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の全額とします。
- ② 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
いちよし日本好配当株& Jリートファンド 資産成長型

投資信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、いちよしアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第17条第1項及び第2項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で

定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この投資信託約款（以下「信託約款」といいます。）において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の全ての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振

替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。) 。

- ②委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

- 第12条 委託者の指定する販売会社（「委託者の指定する販売会社」とは、第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）及び登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関）をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が個別に定める申込単位をもって、取得申込みに応じることができるものとします。
- ②前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができるものとします。
 - ③第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前に受益権の取得申込みに応じる場合の価額は、1口につき1円に指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税等を加算した価額とします。

- ④前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場及び当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 二. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主としていちよしアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよしJリートマザーファンド」（以下、これらを「マザーファンド」といいます。）受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くもの）とします。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2

条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、第1号の証券または証書、第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号及び第14号（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項

各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（ただし、マザーファンド受益証券を除きます。この条において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（上場投資信託証券といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。
- ④前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第24条、第27条から第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法

令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産の間で、第15条ならびに第16条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第24条、第27条から第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する投資信託証券等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、取引所に上場されている投資信託証券とします。ただし、上場予定の投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者は投資することを指図することができるものとします。

- ②委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- ③前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の上場投資信託証券への投資制限）

第20条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額の投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該上場投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信用取引の運用指図)

第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

②委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総

額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内（または海外）において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第26条 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式、公社債及び投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産によ

り借入れた有価証券を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

第29条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類するものを含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図)

第33条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金及び有価証券の売却代金、有価

証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の清算分配金、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりその

都度別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月18日から翌年6月17日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年6月19日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用及び監査費用)

第40条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②前項の諸経費に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料及び費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
 7. この信託の監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用
- ③委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、あらかじめ投資信託財産から支弁を受ける金額または当該金額の投資信託財産の純資産総額に対する比率に上限を付することができます。また委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④前項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、または固定率もしくは固定金額を定める場合、委託者は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に合理的に計算された範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。また、第3項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、当該上限の範囲内で委託者が合理的と認める金額を第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上することができます。ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に実際の費用額を超えないものとします。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

- 第41条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の124の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との配分は別に定めます。
- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期間末（当該日が休業日の場合は翌営業日。）または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第42条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額及び第40条第2項に定める諸費用（当該諸費用にかかる消費税を含む。）を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに第40条第2項に定める諸費用（当該諸費用にかかる消費税を含む。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については、原則として、第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第44条第3項に規定する支払開始日までに、また、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に、収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約（指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします））に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分

配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④一部解約金（第46条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金及び償還金の時効）

第45条 受益者が、第44条第1項に規定する収益分配金については、支払開始から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

- 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口を最低単位として、指定販売会社が個別に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ②受益者が、一部解約の実行を請求するときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の

一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を停止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が停止された場合には、受益者は当該受付停止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

- 第48条 委託者は、信託期間中において、この信託にかかる純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。

以下本項において同じ。)は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行
使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、
当該知れている受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上
に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合に
おいて、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的
記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の
状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前
項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命
令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、
第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を
廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の
投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第53条第2項の書面
決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続
します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この
信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴
い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託
者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な
事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求する
ことができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場

合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第56条 (削除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を第58条第1項のアドレスにおいて電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は運用報告書を交付したものとみなします。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第58条 委託者が、受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.ichiyoshiam.jp>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成29年2月24日

委託者 東京都中央区日本橋茅場町2丁目13番11号
いちよしアセットマネジメント株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
株式会社りそな銀行

 いちよしアセットマネジメント

2025.3.18

いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型 愛称: 明日葉(あしたば)

追加型投信／国内／資産複合

◆この目論見書により行なう「いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月17日に関東財務局長に提出しており、2025年3月18日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2025年3月17日
発行者名	: いちよしアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 秋野 充成
本店の所在の場所	: 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。



投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	43
第3【ファンドの経理状況】	49
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	71
第三部【委託会社等の情報】	72
約款	104

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型（以下「ファンド」といいます。）
- ・愛称として「明日葉（あしたば）」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

- 取得申込受付日の基準価額とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

- 販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

- 2025年3月18日から2025年9月17日までとします。
- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-6670-6711
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

「日本好配当株マザーファンド」および「いちよしJリートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している株式および不動産投資信託証券（以下「Jリート」といいます。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券(株 式、不動産投 信))	その他 ()	中近東 (中東)	エマージング
資産複合 ()			
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式、不動産投信）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネジメント・ファンド）：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

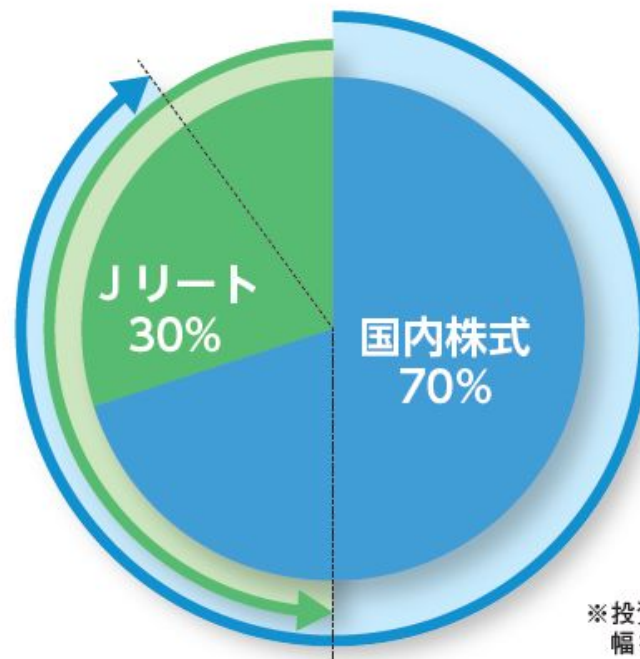
1

わが国の金融商品取引所に上場している株式およびJリート（上場予定を含みます。）の中から、予想配当利回り（株式）および予想分配金利回り（Jリート）が市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得を目指します。

2

当ファンドの各マザーファンドへの投資割合は、経済情勢、金融市場動向などを勘案し、適宜見直しを行います。

株式の投資割合は70%を基準に、上下20%の範囲で柔軟に見直しを行います。



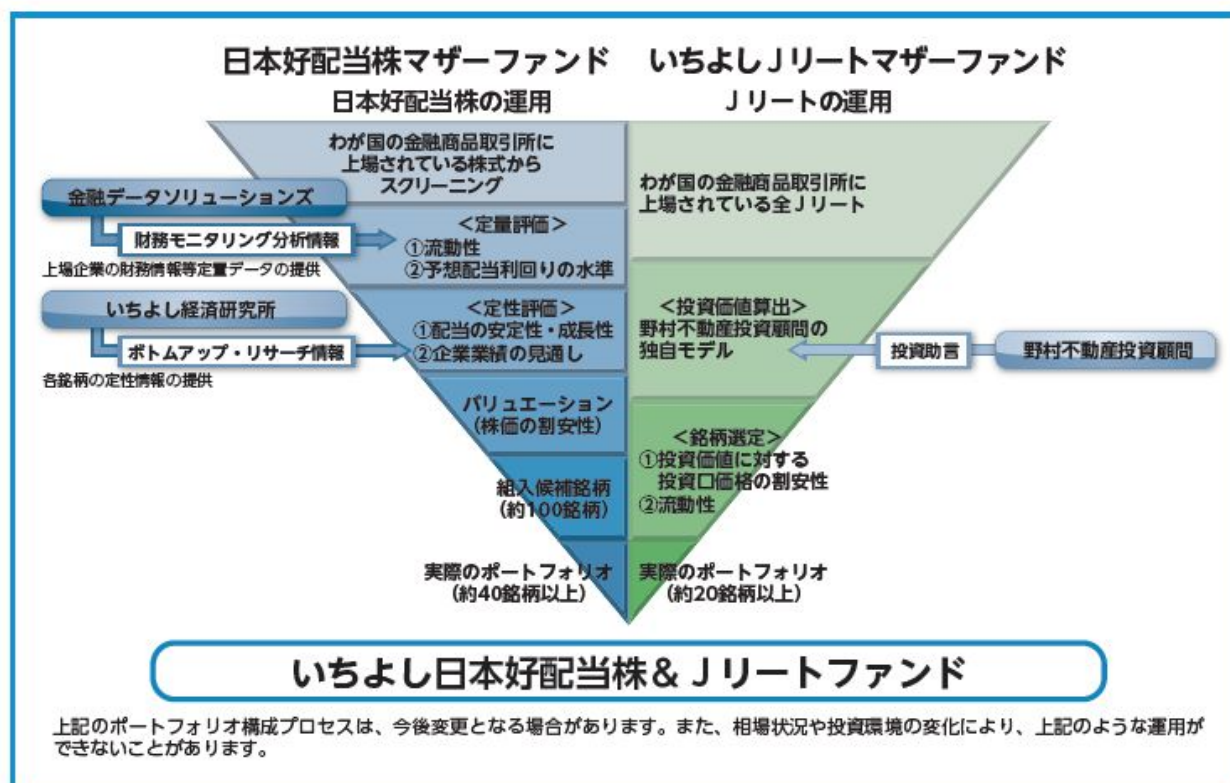
※投資割合には一定の変動許容幅を設けます。

国内株式の運用に当たっては、株式会社いちよし経済研究所よりボトムアップ・リサーチ情報の提供を受けます。
また、株式会社金融データソリューションズより財務モニタリング分析情報の提供を受けます。

3

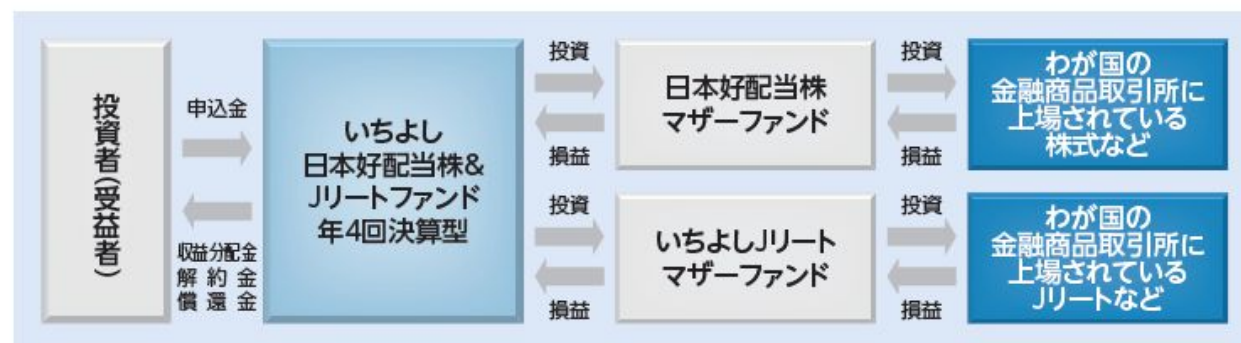
Jリートの運用に当たっては、野村不動産投資顧問株式会社から投資助言を受けます。

運用プロセス



ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年3月、6月、9月および12月の各17日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 毎年3月および9月の決算時の収益分配金額は、上記の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益を中心に分配を行うことを基本とします。また、毎年6月および12月の決算時には、利子・配当等収益を中心とした分配は行いませんが、上記の範囲内で基準価額水準等を勘案し、委託会社が収益分配金額を決定します。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。
--

④ 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年2月24日

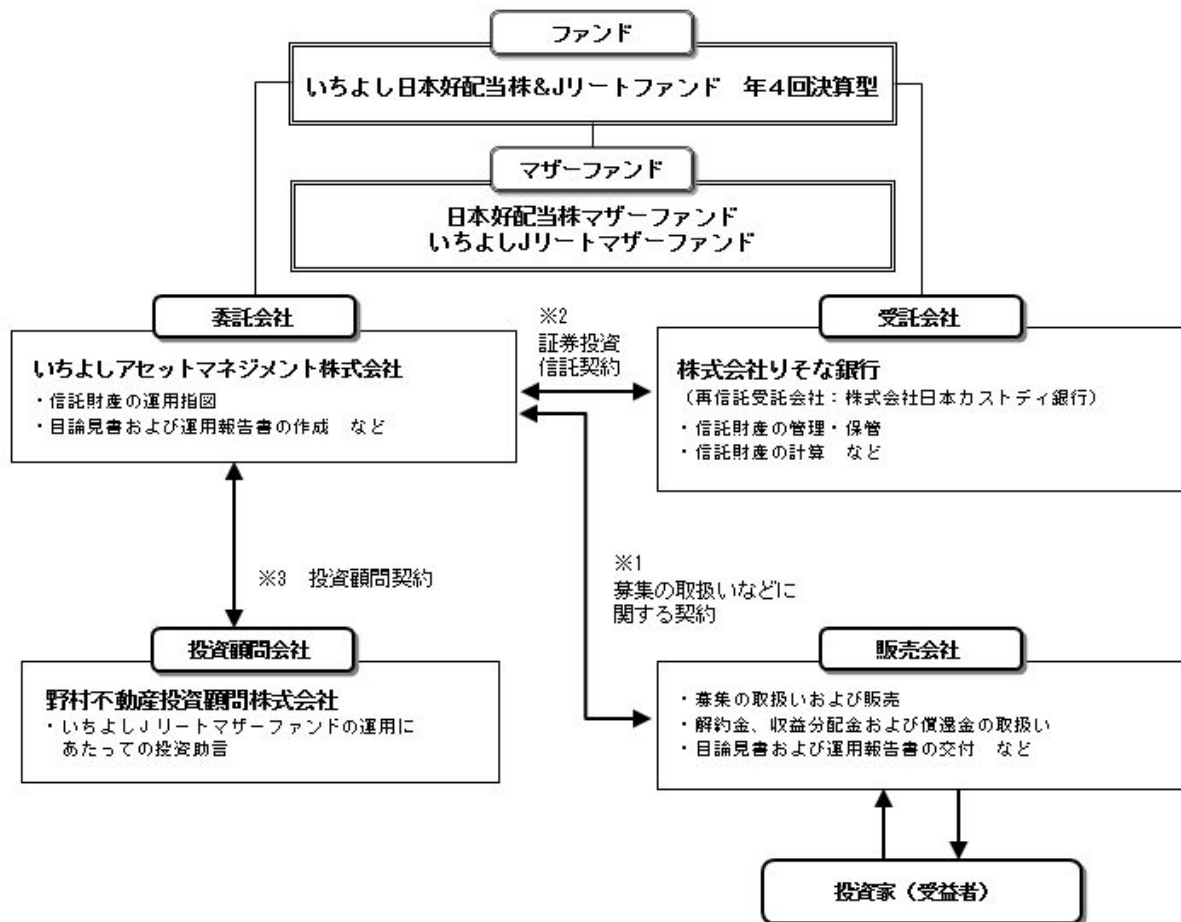
- ・信託契約締結、設定、運用開始

2023年9月20日

- ・信託期間を無期限に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024 年 12 月末現在）

1) 資本金

490 百万円

2) 沿革

1986 年 10 月 30 日 一吉投資顧問株式会社設立
 1987 年 9 月 9 日 投資一任認可取得
 2012 年 5 月 1 日 「いちよしアセットマネジメント株式会社」へ商号変更
 2014 年 1 月 29 日 投資信託委託業 開始
 2015 年 5 月 14 日 第二種金融商品取引業登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号	15,200 株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所等に上場（上場予定並びにわが国の金融商品取引所に準ずる市場で取引されている場合を含みます。）している株式及びわが国の金融商品取引所等に上場している不動産投資信託証券に投資します。
- ② 「日本好配当株マザーファンド」においては、株式会社いちよし経済研究所のリサーチ力を活用し、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に、ポートフォリオを構築します。「いちよし J リートマザーファンド」においては、野村不動産投資顧問株式会社が算出した各 J-REIT の割安・割高等の結果を踏まえた助言をもとに、ポートフォリオを構築します。
- ③ 各マザーファンドへの投資割合は、「日本好配当株マザーファンド」70%、「いちよし J リートマザーファンド」30%を中心とし、各資産の期待リターンやリスク、市場環境等によって、上下 20%の範囲で決定します。また、投資割合には一定の変動許容幅を設けます。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

＜いちよし日本好配当株& J リートファンド 年 4 回決算型＞

「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよし J リートマザーファンド」（以下、これらを「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
- ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として親投資信託「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよし J リートマザーファンド」受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券

- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、1) の証券または証書、12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券および 12) ならびに 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものならびに 14) に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) および 14)（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入りの指図、資金の借入れを行うことができます。

<日本好配当株マザーファンド>

わが国の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ) 有価証券
- ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条から第20条に定めるものに限ります。）
- ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
- ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の権利の性質を有するもの。
- なお、1) の証券または証書、12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券および 12) ならびに 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものならびに 14) に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) および 14)（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図を行うことができます。

<いちよし J リートマザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている REIT（不動産投資信託証券。以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。なお、国内の株式等にも投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 19 条から第 21 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
- ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、1) の証券または証書、12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券および 12) ならびに 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものならびに 14) に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、

13) および 14) (新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <日本好配当株マザーファンド>

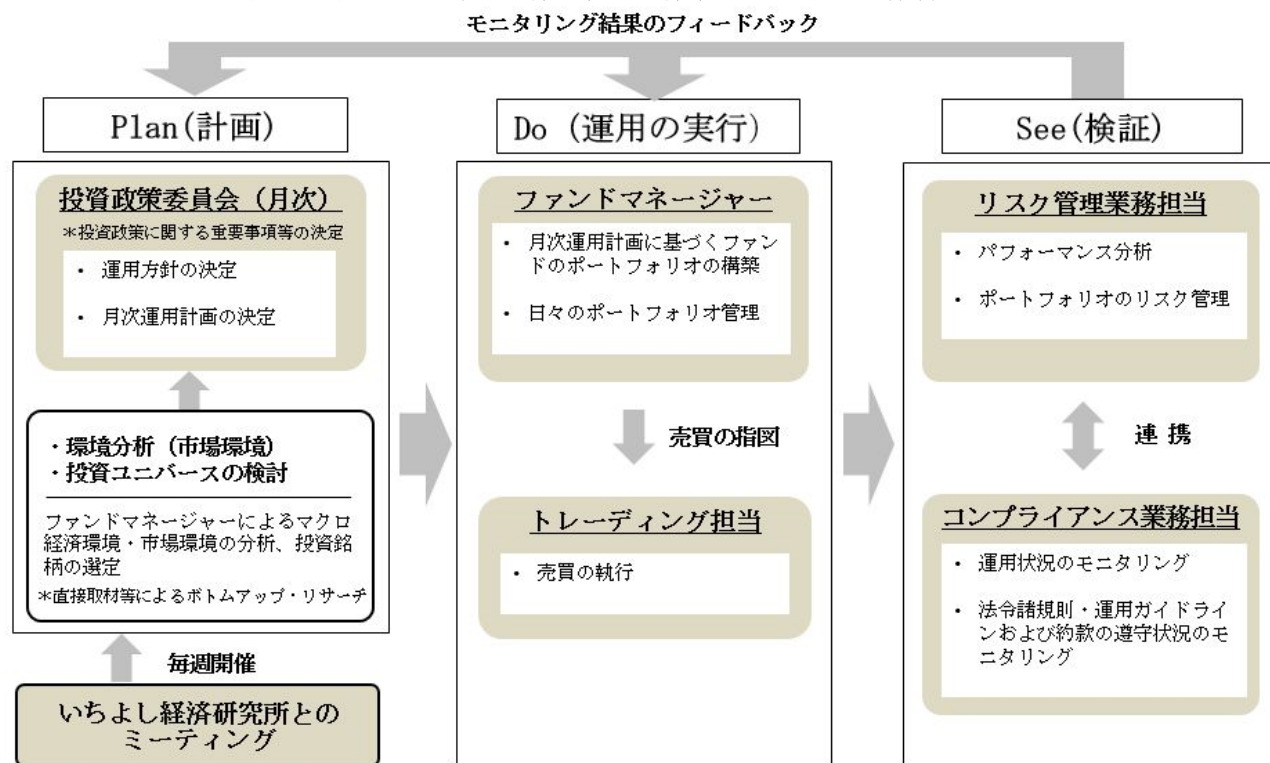
運用の基本方針	
基本方針	わが国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資方針	① 主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得を目指します。 ② 中小型株式への投資にあたっては、「株式会社いちよし経済研究所」のリーサーチ力を活用します。 ③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、およびその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑤ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑦ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は、投資信託約款の範囲で行うことができます。 ⑧ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<いちよしJリートマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている REIT（不動産投資信託証券。以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。 なお、国内の株式等にも投資する場合があります。
投資方針	① J-REIT への投資にあたっては、野村不動産投資顧問株式会社が算出した各 J-REIT の割安・割高等の結果を踏まえた助言をもとに、ポートフォリオを構築します。 ② J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、及びその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ② 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ④ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑥ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は、投資信託約款の範囲で行うことができます。 ⑦ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

＜いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞



a. 計画 (Plan)

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

b. 実行 (Do)

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c. 検証 (See)

リスク管理業務担当者によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行う他、コンプライアンス業務担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行われます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。

投資政策委員会においては、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理業務及びコンプライアンス業務担当者からモニタリングの結果について報告され、今後の運用方針が検討されます。

※上記体制は、2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 毎年3月及び9月の決算時の収益分配金額は、上記1)の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。また、毎年6月及び12月の決算時には、利子・配当等収益を中心とした安定分配は行いませんが、上記1)の範囲内で基準価額水準等を勘案し、委託者が収益分配金額を決定します。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型＞

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式以外への実質投資割合は50%以内とします。
- 3) 同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 投資信託証券（但し、マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 外貨建資産への投資は行いません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 9) 投資する投資信託証券等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、取引所に上場されている投資信託証券とします。ただし、上場予定の投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者は投資することを指図することができるものとします。
 - ロ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ハ) ロ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 10) 信用取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

11) 先物取引等の運用指図

イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

12) スワップ取引の運用指図

イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。

ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ)において同じ。))が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ) ハ)においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ヘ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

13) 金利先渡取引の運用指図

イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ) 13)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。))における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。))までの期間に係る国内(または海外)において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。))の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

14) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保

有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

- ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

15) 有価証券の空売りの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

16) 有価証券の借入れの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

17) 資金の借入れ

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

<日本好配当株マザーファンド>

- 1) 株式の投資割合には、制限を設けません。新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 3) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- 4) 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5) 外貨建資産への投資は行いません。
- 6) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 7) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取

引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。) に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

8) 信用取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

9) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

10) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

11) 金利先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 11) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内(または海外)において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の

範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の空売りの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

14) 有価証券の借入れの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品質料は、投資信託財産中から支弁します。

<いちよし J リートマザーファンド>

- 1) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
 - 2) 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - 3) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
 - 4) 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 5) 外貨建資産への投資は行いません。
 - 6) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
 - 7) 投資する投資信託証券等の範囲
- イ) 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、取引所に上場されている投資信託証券とします。ただし、上場予定の投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者は投資することを指図することができるものとします。
- ロ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- ハ) ロ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の運用指図
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうこと

の指図をすることができるものとします。

- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

9) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

10) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

11) 金利先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 11)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内(または海外)において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の空売りの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

14) 有価証券の借入れの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式およびＪリートへの投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。※以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

① 価格変動リスク

株式は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢等により価格が変動します。また、Ｊリートは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。当ファンドは実質的に株式およびＪリートに投資を行いますので、これらの影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式およびＪリートの価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

② 信用リスク

当ファンドは、有価証券への投資を行うため、有価証券発行体の信用リスクを伴います。発行体の経営・財務状況の悪化等に伴う価格の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行体が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。

③ 流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

「追加的記載事項」

当ファンドの収益分配について、毎年６月及び１２月の決算時に基準価額が 10,500 円（１万口当たり）を超えている場合には、原則として「分配方針」に掲げる分配対象額の範囲（利子・配当等収益を除く）内で、かつ当該超過分を上限として積極的に分配を行います。ただし、市況動向に急激な変化が生じた場合や分配対象額が少額の場合等には、上記のような分配が行えない場合があります。

「その他の留意点」

＜クーリング・オフについて＞

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜ファンドの流動性リスクにかかる留意点＞

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜収益分配方針にかかわる留意点＞

計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針 3.）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。

収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

<ファンドの資産規模にかかる留意点>

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

<法令・税制・会計制度等の変更の可能性>

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

＜いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞

■全社的リスク管理

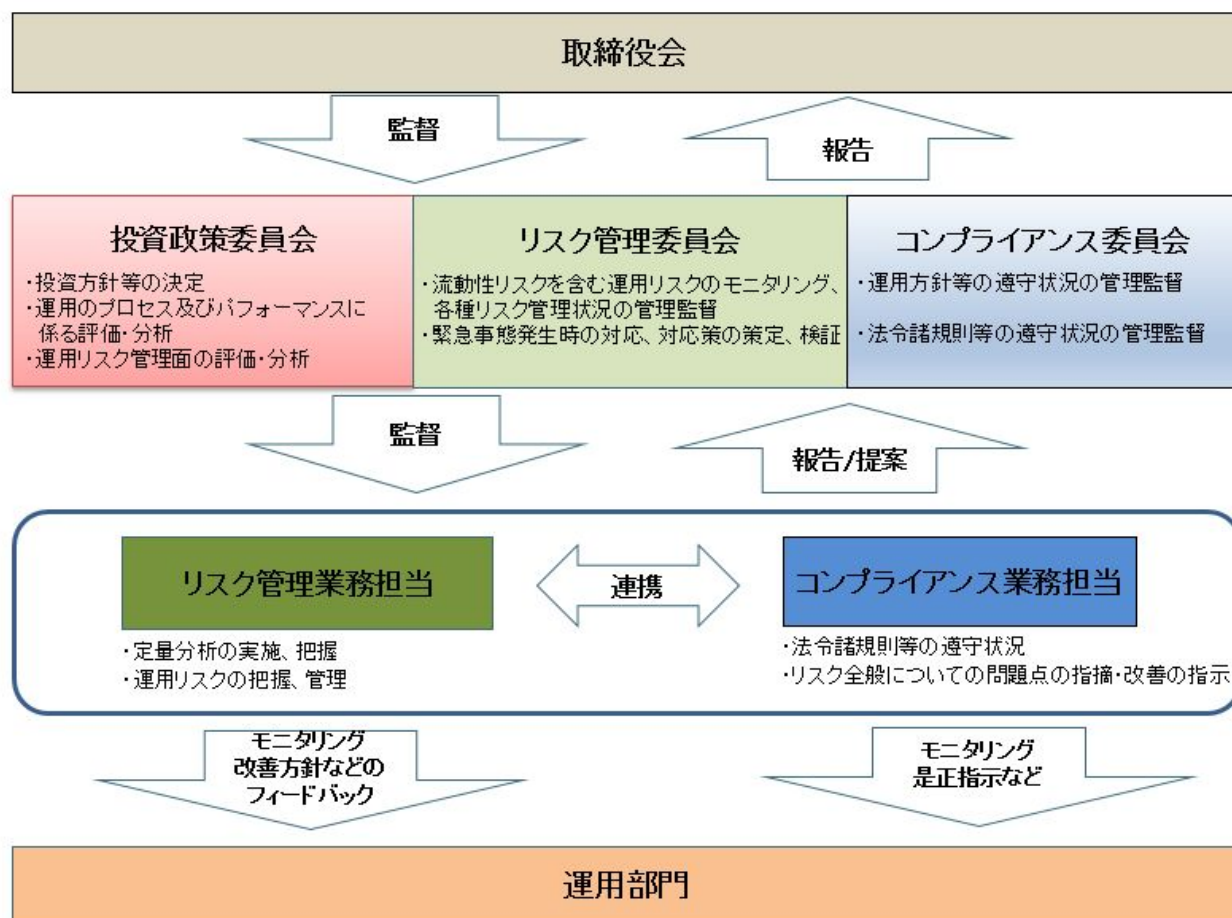
当社では運用部門、営業部門と独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者を設置し、会社業務におけるリスク全般のモニタリング、指導の一元化を図っています。法令諸規則等の遵守状況およびリスク管理状況については、コンプライアンス・リスク管理部が事務局を務めるコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を通して毎月経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しています。両委員会および運用部が事務局を務める投資政策委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の指示を通して適切なリスク管理態勢の維持・向上に努めています。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の定量分析の実施・把握および流動性リスクを含む運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果、運用リスクの管理状況について投資政策委員会に報告するとともにリスク管理委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス・リスク管理部が管理を行います。問題点については投資政策委員会、コンプライアンス委員会に報告され、必要に応じて運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。運用部門から独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者が運用状況の評価・分析および流動性リスクを含む運用リスク管理、ならびに法令諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っています。



※上記体制は 2024 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

「いちよし日本好配当株&リートファンド 年4回決算型」

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

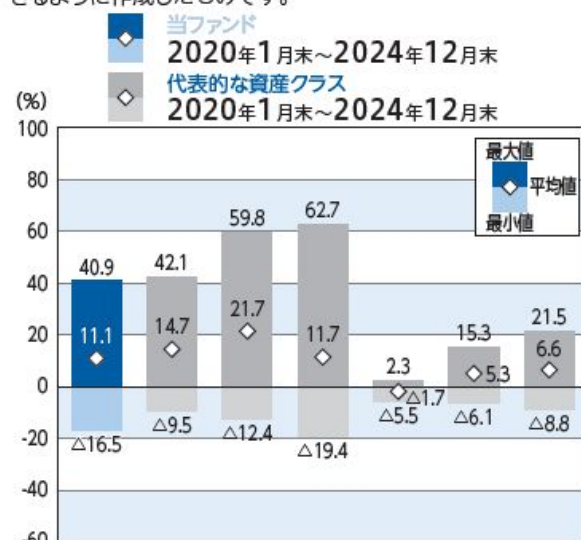


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国国債 新興国国債
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み） 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークとして算出した指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.364%（税抜1.24%）の率を乗じて得た額とします。

※この他に、投資対象とする「いちよしJリートマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用（信託報酬）の配分
委託会社	年率0.660%（税抜0.60%）
販売会社	年率0.660%（税抜0.60%）
受託会社	年率0.044%（税抜0.04%）

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※いちよしJリートマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ・当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用および当ファンドの借入金利息。
- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。
- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる以下の費用は、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。
 1. 法律顧問、税務顧問への報酬
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出等にかかる費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 5. 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付等にかかる費用
 6. この信託契約にかかる受益者に対して行う公告等にかかる費用
 7. その他信託事務の管理、運営にかかる費用
- ・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
- ◆その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
- ※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

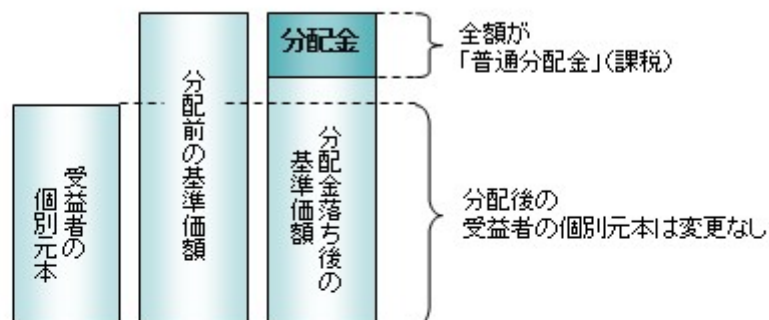
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

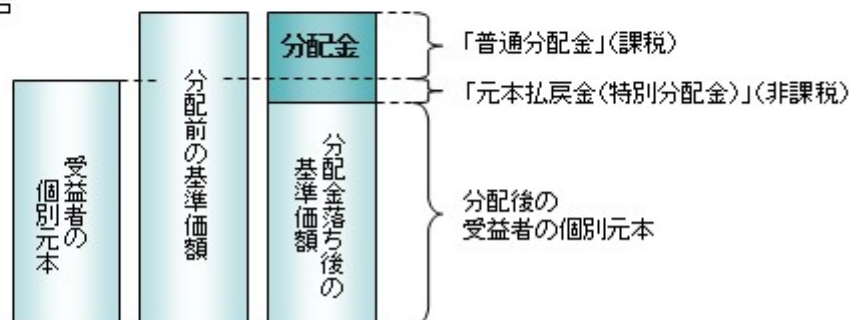
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2024年6月18日～2024年12月17日

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型	1.37%	1.36%	0.01%

(表示桁数未満を四捨五入)

※ 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※ 当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※ これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【いちよし日本好配当株&Ｊリートファンド 年４回決算型】

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(１)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	36,419,503,527	99.56
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	－	162,084,074	0.44
合計(純資産総額)		36,581,587,601	100.00

(２)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	9,056,098,514	2.5994	23,540,597,664	2.6919	24,378,111,589	66.64
日本	親投資信託受益証券	いちよしＪリートマザーファンド	8,793,188,213	1.3331	11,722,277,169	1.3694	12,041,391,938	32.92

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.56
合計	99.56

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末（2017年 6月 19日）	6,833	6,833	0.9909	0.9909
第2 特定期間末（2017年 12月 18日）	5,896	6,003	1.0501	1.0691
第3 特定期間末（2018年 6月 18日）	5,152	5,152	1.0264	1.0264
第4 特定期間末（2018年 12月 17日）	4,285	4,285	0.9807	0.9807
第5 特定期間末（2019年 6月 17日）	4,259	4,259	0.9762	0.9762
第6 特定期間末（2019年 12月 17日）	3,566	3,770	1.0502	1.1102
第7 特定期間末（2020年 6月 17日）	2,707	2,707	0.8719	0.8719
第8 特定期間末（2020年 12月 17日）	2,685	2,685	0.9358	0.9358
第9 特定期間末（2021年 6月 17日）	3,131	3,325	1.0507	1.1157
第10 特定期間末（2021年 12月 17日）	3,436	3,436	1.0270	1.0270
第11 特定期間末（2022年 6月 17日）	6,006	6,006	1.0271	1.0271
第12 特定期間末（2022年 12月 19日）	9,915	10,038	1.0507	1.0637
第13 特定期間末（2023年 6月 19日）	13,167	14,797	1.0503	1.1803
第14 特定期間末（2023年 12月 18日）	21,230	21,675	1.0507	1.0727
第15 特定期間末（2024年 6月 17日）	29,359	32,153	1.0509	1.1509
第16 特定期間末（2024年 12月 17日）	35,190	35,190	1.0208	1.0208
2023年 12月 末日	22,351	—	1.0707	—
2024年 1月 末日	25,119	—	1.1275	—
2月 末日	26,419	—	1.1330	—
3月 末日	29,152	—	1.1913	—
4月 末日	31,014	—	1.1971	—
5月 末日	32,332	—	1.1830	—
6月 末日	31,224	—	1.0791	—
7月 末日	32,730	—	1.0799	—
8月 末日	33,060	—	1.0583	—
9月 末日	33,196	—	1.0306	—
10月 末日	34,062	—	1.0253	—
11月 末日	34,885	—	1.0212	—
12月 末日	36,581	—	1.0537	—

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	2017年2月24日～2017年6月19日	0.0000
第2特定期間末	2017年6月20日～2017年12月18日	0.0270
第3特定期間末	2017年12月19日～2018年6月18日	0.0100
第4特定期間末	2018年6月19日～2018年12月17日	0.0100
第5特定期間末	2018年12月18日～2019年6月17日	0.0100
第6特定期間末	2019年6月18日～2019年12月17日	0.0700
第7特定期間末	2019年12月18日～2020年6月17日	0.0100
第8特定期間末	2020年6月18日～2020年12月17日	0.0100
第9特定期間末	2020年12月18日～2021年6月17日	0.0750
第10特定期間末	2021年6月18日～2021年12月17日	0.0100
第11特定期間末	2021年12月18日～2022年6月17日	0.0100
第12特定期間末	2022年6月18日～2022年12月19日	0.0230
第13特定期間末	2022年12月20日～2023年6月19日	0.1400
第14特定期間末	2023年6月20日～2023年12月18日	0.0320
第15特定期間末	2023年12月19日～2024年6月17日	0.1100
第16特定期間末	2024年6月18日～2024年12月17日	0.0100

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間末	2017年2月24日～2017年6月19日	△0.91
第2特定期間末	2017年6月20日～2017年12月18日	8.70
第3特定期間末	2017年12月19日～2018年6月18日	△1.30
第4特定期間末	2018年6月19日～2018年12月17日	△3.48
第5特定期間末	2018年12月18日～2019年6月17日	0.56
第6特定期間末	2019年6月18日～2019年12月17日	14.75
第7特定期間末	2019年12月18日～2020年6月17日	△16.03
第8特定期間末	2020年6月18日～2020年12月17日	8.48
第9特定期間末	2020年12月18日～2021年6月17日	20.29
第10特定期間末	2021年6月18日～2021年12月17日	△1.30
第11特定期間末	2021年12月18日～2022年6月17日	0.98
第12特定期間末	2022年6月18日～2022年12月19日	4.54
第13特定期間末	2022年12月20日～2023年6月19日	13.29
第14特定期間末	2023年6月20日～2023年12月18日	3.08
第15特定期間末	2023年12月19日～2024年6月17日	10.49
第16特定期間末	2024年6月18日～2024年12月17日	△1.91

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1 特定期間末	2017 年 2 月 24 日～2017 年 6 月 19 日	6,916,904,796	19,970,819
第2 特定期間末	2017 年 6 月 20 日～2017 年 12 月 18 日	1,456,231,055	2,737,884,039
第3 特定期間末	2017 年 12 月 19 日～2018 年 6 月 18 日	1,654,507,347	2,249,969,141
第4 特定期間末	2018 年 6 月 19 日～2018 年 12 月 17 日	479,171,486	1,128,989,236
第5 特定期間末	2018 年 12 月 18 日～2019 年 6 月 17 日	526,224,238	532,707,840
第6 特定期間末	2019 年 6 月 18 日～2019 年 12 月 17 日	121,184,951	1,088,769,350
第7 特定期間末	2019 年 12 月 18 日～2020 年 6 月 17 日	133,573,324	424,834,020
第8 特定期間末	2020 年 6 月 18 日～2020 年 12 月 17 日	74,609,428	309,756,518
第9 特定期間末	2020 年 12 月 18 日～2021 年 6 月 17 日	552,513,407	441,701,696
第10 特定期間末	2021 年 6 月 18 日～2021 年 12 月 17 日	773,824,988	408,213,703
第11 特定期間末	2021 年 12 月 18 日～2022 年 6 月 17 日	2,711,578,230	209,147,384
第12 特定期間末	2022 年 6 月 18 日～2022 年 12 月 19 日	4,155,077,399	566,187,033
第13 特定期間末	2022 年 12 月 20 日～2023 年 6 月 19 日	4,151,546,809	1,051,657,621
第14 特定期間末	2023 年 6 月 20 日～2023 年 12 月 18 日	8,836,877,631	1,168,672,540
第15 特定期間末	2023 年 12 月 19 日～2024 年 6 月 17 日	8,526,487,863	793,270,211
第16 特定期間末	2024 年 6 月 18 日～2024 年 12 月 17 日	7,192,570,175	656,891,525

(注) 第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

日本好配当株マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	32,511,526,610	98.85
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	378,975,014	1.15
合計(純資産総額)		32,890,501,624	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	224,900	4,684.00	1,053,431,600	4,858.00	1,092,564,200	3.32
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	256,200	3,746.71	959,907,318	4,235.00	1,085,007,000	3.30
日本	株式	オリックス	その他金 融業	287,600	3,453.83	993,323,830	3,408.00	980,140,800	2.98
日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	5,681,700	151.28	859,571,578	158.00	897,708,600	2.73
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	279,500	2,719.21	760,019,850	3,146.00	879,307,000	2.67
日本	株式	三井化学	化学	238,900	3,932.31	939,431,060	3,470.00	828,983,000	2.52
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	275,700	2,415.50	665,953,350	2,853.50	786,709,950	2.39
日本	株式	KDDI	情報・通 信業	150,400	4,828.00	726,131,200	5,042.00	758,316,800	2.31
日本	株式	デンソー	輸送用機 器	325,900	2,208.24	719,667,483	2,214.50	721,705,550	2.19
日本	株式	東京建物	不動産業	274,800	2,435.87	669,379,310	2,607.00	716,403,600	2.18
日本	株式	ヒューリック	不動産業	496,900	1,494.50	742,617,050	1,370.00	680,753,000	2.07
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・ 土石製品	131,400	4,196.18	551,378,986	5,080.00	667,512,000	2.03
日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	434,600	1,615.00	701,879,000	1,535.00	667,111,000	2.03
日本	株式	クラレ	化学	288,600	2,149.50	620,345,700	2,280.50	658,152,300	2.00
日本	株式	ユー・エス・エス	サービス 業	473,500	1,371.50	649,405,250	1,377.00	652,009,500	1.98
日本	株式	積水ハウス	建設業	166,500	4,060.00	675,990,000	3,782.00	629,703,000	1.91
日本	株式	アマダ	機械	395,600	1,506.50	595,971,400	1,537.00	608,037,200	1.85
日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	3,037,000	197.65	600,263,050	198.90	604,059,300	1.84
日本	株式	三菱瓦斯化学	化学	212,000	2,845.00	603,140,000	2,829.50	599,854,000	1.82
日本	株式	東ソー	化学	281,700	1,931.50	544,103,550	2,117.50	596,499,750	1.81
日本	株式	小松製作所	機械	137,100	4,019.00	551,004,900	4,350.00	596,385,000	1.81

日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	158,000	3,208.94	507,014,044	3,764.00	594,712,000	1.81
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	316,200	1,558.36	492,755,519	1,846.00	583,705,200	1.77
日本	株式	三井物産	卸売業	173,800	3,229.33	561,257,694	3,311.00	575,451,800	1.75
日本	株式	丸井グループ	小売業	227,100	2,485.50	564,457,050	2,514.50	571,042,950	1.74
日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	153,400	3,469.53	532,226,000	3,692.00	566,352,800	1.72
日本	株式	丸紅	卸売業	236,400	2,395.16	566,215,828	2,392.50	565,587,000	1.72
日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	143,800	4,050.00	582,390,000	3,905.00	561,539,000	1.71
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	95,100	5,412.31	514,710,704	5,728.00	544,732,800	1.66
日本	株式	日産化学	化学	108,700	5,254.00	571,109,800	4,949.00	537,956,300	1.64

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	9.65
		食料品	1.38
		パルプ・紙	2.35
		化学	11.85
		ゴム製品	2.61
		ガラス・土石製品	2.03
		鉄鋼	1.47
		非鉄金属	2.39
		機械	7.73
		電気機器	1.07
		輸送用機器	11.00
		陸運業	1.22
		空運業	1.10
		情報・通信業	7.97
		卸売業	6.77
		小売業	2.66
		銀行業	5.30
		保険業	6.16
		その他金融業	4.03
		不動産業	7.00
		サービス業	3.10
合計			98.85

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

いちよしＪリートマザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	14,688,326,200	98.36
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	244,577,463	1.64
合計（純資産総額）		14,932,903,663	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	14,121	71,920	1,015,590,256	70,600	996,942,600	6.68
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	4,224	244,164	1,031,349,223	231,800	979,123,200	6.56
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	13,062	63,436	828,613,735	66,200	864,704,400	5.79
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	5,975	142,614	852,120,798	140,800	841,280,000	5.63
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	4,802	161,023	773,233,405	164,100	788,008,200	5.28
日本	投資証券	日本リート投資法人	9,411	82,336	774,871,421	76,100	716,177,100	4.80
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4,888	148,015	723,501,816	137,700	673,077,600	4.51
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	2,978	249,637	743,420,615	222,900	663,796,200	4.45
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	5,626	121,023	680,876,953	116,200	653,741,200	4.38
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	4,085	152,632	623,502,128	149,500	610,707,500	4.09
日本	投資証券	イオンリート投資法人	4,407	133,603	588,790,139	126,700	558,366,900	3.74
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	5,017	109,337	548,546,370	107,900	541,334,300	3.63
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	5,327	104,577	557,085,727	101,500	540,690,500	3.62
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	3,976	127,979	508,847,446	122,400	486,662,400	3.26
日本	投資証券	スターアジア不動産投資法人	9,339	55,823	521,333,407	51,600	481,892,400	3.23
日本	投資証券	タカラレーベン不動産投資法人	4,996	93,473	466,995,996	86,800	433,652,800	2.90
日本	投資証券	福岡リート投資法人	2,639	164,589	434,351,822	145,000	382,655,000	2.56
日本	投資証券	いちごオフィスリート投資法人	3,705	82,058	304,028,516	79,900	296,029,500	1.98
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,116	262,988	293,494,944	263,200	293,731,200	1.97
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	3,230	97,295	314,262,955	89,100	287,793,000	1.93
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	3,189	91,513	291,836,232	90,200	287,647,800	1.93
日本	投資証券	投資法人みらい	6,851	41,500	284,323,068	40,800	279,520,800	1.87
日本	投資証券	Oneリート投資法人	1,197	257,211	307,882,177	230,000	275,310,000	1.84
日本	投資証券	トーセイ・リート投資法人	1,660	136,801	227,090,698	126,100	209,326,000	1.40
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	656	328,390	215,423,880	315,500	206,968,000	1.39
日本	投資証券	サムティ・レジデンシャル投資法人	2,054	105,011	215,693,456	93,000	191,022,000	1.28
日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	1,557	117,461	182,887,524	119,600	186,217,200	1.25
日本	投資証券	東海道リート投資法人	1,292	125,160	161,707,304	107,000	138,244,000	0.93

日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	1,731	84,113	145,600,053	77,700	134,498,700	0.90
日本	投資証券	スタートプロシード投資法人	662	197,332	130,634,062	173,800	115,055,600	0.77

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.36
合計	98.36

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績 (2024年12月30日現在)

「いちよし日本好配当株&リートファンド 年4回決算型」

基準価額・純資産の推移

基準価額

10,537円

純資産総額

36,581百万円

2017年2月24日～2024年12月30日



※ 基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※ 分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

分配の推移

決算日	分配金
第27期 2023年12月18日	220円
第28期 2024年3月18日	100円
第29期 2024年6月17日	1,000円
第30期 2024年9月17日	100円
第31期 2024年12月17日	0円
設定来累計	5,570円

※ 分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄（日本好配当株マザーファンド）

	コード	銘柄名	業種	比率 (%)
1	1925	大和ハウス工業	建設業	3.3
2	8750	第一生命ホールディングス	保険業	3.3
3	8591	オリックス	その他金融業	3.0
4	9432	日本電信電話	情報・通信業	2.7
5	7203	トヨタ自動車	輸送用機器	2.7
6	4183	三井化学	化学	2.5
7	5802	住友電気工業	非鉄金属	2.4
8	9433	KDDI	情報・通信業	2.3
9	6902	デンソー	輸送用機器	2.2
10	8804	東京建物	不動産業	2.2

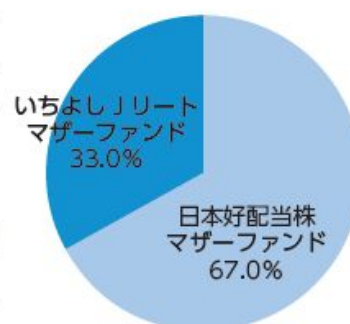
※ 比率は、マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

組入上位10銘柄（いちよしリートマザーファンド）

	コード	銘柄名	業種	比率 (%)
1	8985	ジャパン・ホテル・リート投資法人	特化型(ホテル・旅館)	6.7
2	8984	大和ハウスリート投資法人	複合・総合型	6.6
3	8963	インヴィンシブル投資法人	複合・総合型	5.8
4	8960	ユナイテッド・アーバン投資法人	複合・総合型	5.6
5	8954	オリックス不動産投資法人	複合・総合型	5.3
6	3296	日本リート投資法人	複合・総合型	4.8
7	3462	野村不動産マスターファンド投資法人	複合・総合型	4.5
8	3283	日本プロロジスリート投資法人	特化型(物流施設)	4.4
9	8987	ジャパンエクセレント投資法人	特化型(オフィスビル)	4.4
10	8972	KDX不動産投資法人	複合・総合型	4.1

※ 比率は、マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

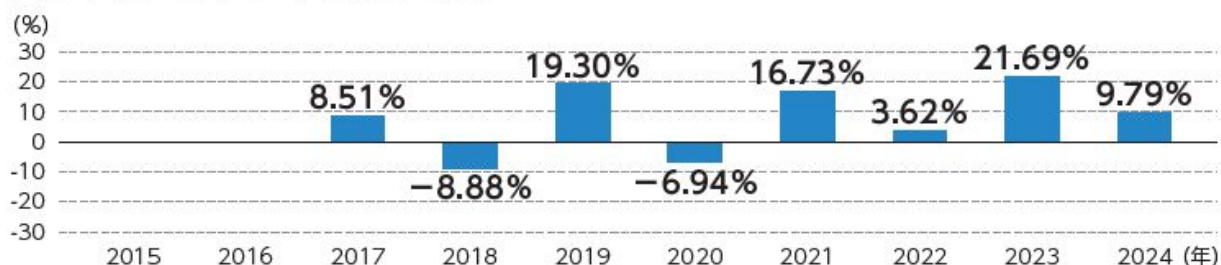
各マザーファンドへの投資割合



*投資割合は各マザーファンドの投資評価額の合計を100%として計算した値です。

年間収益率の推移

当ファンドにベンチマークはありません。



※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※ 2017年は設定日（2月24日）から12月末までの収益率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（6）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（8）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額
解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

- (5) 手取額
1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約単位
1 口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
- (8) 受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

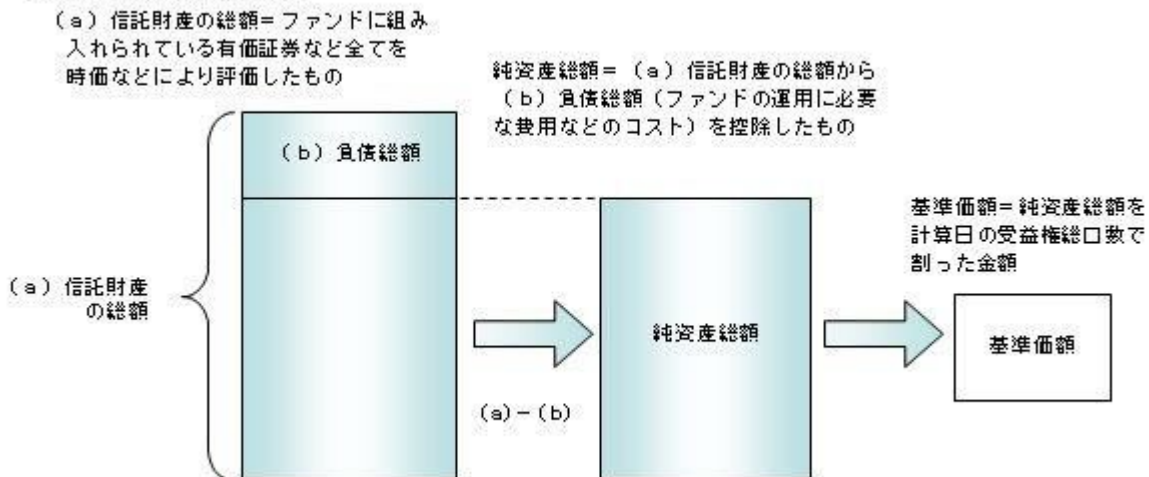
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（2017年2月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年3月18日から6月17日、6月18日から9月17日、9月18日から12月17日、12月18日から翌年3月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌

日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約によりファンドの純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

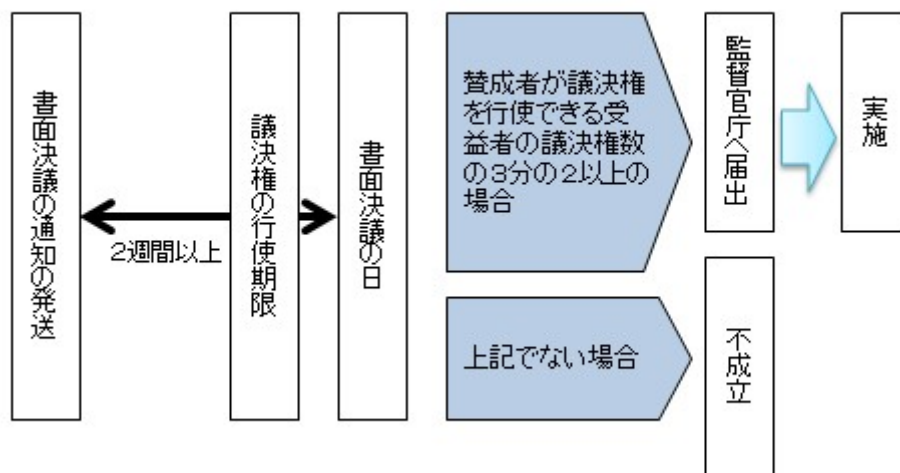
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当特定期間(2024 年 6 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

いちよしアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型の2024年6月18日から2024年12月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型の2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【いちよし日本好配当株&Ｊリートファンド 年４回決算型】

(１) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024 年 6 月 17 日現在	当期 2024 年 12 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	252,653,532	200,018,034
親投資信託受益証券	27,371,493,546	35,011,939,643
未収入金	4,657,603,707	113,664,591
未収利息	69	547
流動資産合計	32,281,750,854	35,325,622,815
資産合計	32,281,750,854	35,325,622,815
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,793,858,180	-
未払解約金	22,658,442	18,387,596
未払受託者報酬	3,361,919	3,743,070
未払委託者報酬	100,857,549	112,292,093
その他未払費用	1,712,910	965,934
流動負債合計	2,922,449,000	135,388,693
負債合計	2,922,449,000	135,388,693
純資産の部		
元本等		
元本	27,938,581,801	34,474,260,451
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,420,720,053	715,973,671
（分配準備積立金）	303,413,990	408,044,137
元本等合計	29,359,301,854	35,190,234,122
純資産合計	29,359,301,854	35,190,234,122
負債純資産合計	32,281,750,854	35,325,622,815

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	当期 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
営業収益		
受取利息	3,741	72,075
有価証券売買等損益	2,481,123,029	△463,331,921
営業収益合計	2,481,126,770	△463,259,846
営業費用		
支払利息	41,202	-
受託者報酬	6,057,792	7,263,553
委託者報酬	181,733,753	217,906,626
その他費用	2,738,647	1,679,862
営業費用合計	190,571,394	226,850,041
営業利益又は営業損失 (△)	2,290,555,376	△690,109,887
経常利益又は経常損失 (△)	2,290,555,376	△690,109,887
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,290,555,376	△690,109,887
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	32,577,735	1,616,156
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,025,407,714	1,420,720,053
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,257,903,277	324,788,012
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,257,903,277	324,788,012
剰余金減少額又は欠損金増加額	85,689,908	20,528,297
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,689,908	20,528,297
分配金	3,034,878,671	317,280,054
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,420,720,053	715,973,671

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024 年 6 月 17 日現在	当期 2024 年 12 月 17 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 27,938,581,801 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 34,474,260,451 口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0509 円 (10,000 口当たり純資産額) (10,509 円)	2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0208 円 (10,000 口当たり純資産額) (10,208 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	当期 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
分配金の計算過程 第 28 期 2023 年 12 月 19 日 2024 年 3 月 18 日 A 費用控除後の配当等収益額 145,279,100 円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 900,219,955 円 C 収益調整金額 3,104,359,495 円 D 分配準備積立金額 1,111,528,253 円 E 当ファンドの分配対象収益額 5,261,386,803 円 F 当ファンドの期末残存口数 24,102,049,162 口 G 10,000 口当たり収益分配対象額 2,182 円 H 10,000 口当たり分配金額 100 円 I 収益分配金金額 241,020,491 円 第 29 期 2024 年 3 月 19 日 2024 年 6 月 17 日 A 費用控除後の配当等収益額 256,845,234 円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0 円 C 収益調整金額 3,947,908,979 円 D 分配準備積立金額 1,883,895,782 円 E 当ファンドの分配対象収益額 6,088,649,995 円 F 当ファンドの期末残存口数 27,938,581,801 口 G 10,000 口当たり収益分配対象額 2,179 円 H 10,000 口当たり分配金額 1,000 円 I 収益分配金金額 2,793,858,180 円	分配金の計算過程 第 30 期 2024 年 6 月 18 日 2024 年 9 月 17 日 A 費用控除後の配当等収益額 113,386,395 円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0 円 C 収益調整金額 3,450,190,368 円 D 分配準備積立金額 300,835,551 円 E 当ファンドの分配対象収益額 3,864,412,314 円 F 当ファンドの期末残存口数 31,728,005,489 口 G 10,000 口当たり収益分配対象額 1,217 円 H 10,000 口当たり分配金額 100 円 I 収益分配金金額 317,280,054 円 第 31 期 2024 年 9 月 18 日 2024 年 12 月 17 日 A 費用控除後の配当等収益額 311,868,194 円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0 円 C 収益調整金額 3,766,546,662 円 D 分配準備積立金額 96,175,943 円 E 当ファンドの分配対象収益額 4,174,590,799 円 F 当ファンドの期末残存口数 34,474,260,451 口 G 10,000 口当たり収益分配対象額 1,210 円 H 10,000 口当たり分配金額 0 円 I 収益分配金金額 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	前期 自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	当期 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 2024 年 6 月 17 日現在	当期 2024 年 12 月 17 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	当期 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△49,177,613	361,624,723
合計	△49,177,613	361,624,723

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	当期 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	前期 自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	当期 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	20,205,364,149 円	27,938,581,801 円
期中追加設定元本額	8,526,487,863 円	7,192,570,175 円
期中一部解約元本額	793,270,211 円	656,891,525 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (2024 年 12 月 17 日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	8,994,285,175	23,377,046,598	
	いちよしJリートマザーファンド	8,728,351,872	11,634,893,045	
合計		17,722,637,047	35,011,939,643	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよし」リートマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお 2024 年 12 月 17 日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本好配当株マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本好配当株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,119,185,021	1,500,762,358
株式	22,900,959,480	30,175,416,560
未収配当金	258,047,720	-
未収利息	1,128	4,111
流動資産合計	27,278,193,349	31,676,183,029
資産合計	27,278,193,349	31,676,183,029
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,544,852,671	112,703,225
流動負債合計	3,544,852,671	112,703,225
負債合計	3,544,852,671	112,703,225
純資産の部		
元本等		
元本	9,121,179,853	12,143,811,539
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	14,612,160,825	19,419,668,265
元本等合計	23,733,340,678	31,563,479,804
純資産合計	23,733,340,678	31,563,479,804
負債純資産合計	27,278,193,349	31,676,183,029

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,121,179,853 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 12,143,811,539 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 2.6020 円 (10,000 口当たり純資産額) (26,020 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 2.5991 円 (10,000 口当たり純資産額) (25,991 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,622,564,829	△276,707,433
合計	1,622,564,829	△276,707,433

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023 年 12 月 19 日	2024 年 6 月 18 日
期首元本額	8,670,761,269 円	9,121,179,853 円
期中追加設定元本額	2,719,666,723 円	3,309,009,010 円
期中一部解約元本額	2,269,248,139 円	286,377,324 円
元本の内訳		
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資 産成長型	2,063,381,036 円	2,068,888,609 円
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年 4回決算型	7,057,798,817 円	8,994,285,175 円
いちよし日本好配当株ファンド（適格機関投資 家専用）	—	1,080,637,755 円

附属明細表

第1 有価証券明細表（2024年12月17日現在）

(1) 株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
コムシスホールディングス	164,600	3,270.00	538,242,000	
鹿島建設	172,600	2,765.00	477,239,000	
大和ハウス工業	224,900	4,746.00	1,067,375,400	
積水ハウス	166,500	3,684.00	613,386,000	
インフロニア・ホールディングス	345,200	1,150.00	396,980,000	
日清製粉グループ本社	247,100	1,867.50	461,459,250	
王子ホールディングス	828,200	602.90	499,321,780	
レンゴー	310,000	853.10	264,461,000	
クラレ	328,400	2,269.50	745,303,800	
日産化学	108,700	5,046.00	548,500,200	
東ソー	281,700	2,055.50	579,034,350	
三菱瓦斯化学	212,000	2,673.00	566,676,000	
三井化学	238,900	3,292.00	786,458,800	
アイカ工業	109,300	3,212.00	351,071,600	
TOYO TIRE	193,200	2,403.00	464,259,600	
住友大阪セメント	46,300	3,213.00	148,761,900	
日本特殊陶業	131,400	4,641.00	609,827,400	
日本製鉄	151,800	2,982.50	452,743,500	
住友電気工業	275,700	2,840.50	783,125,850	
アマダ	395,600	1,467.50	580,543,000	
DMG森精機	171,700	2,445.00	419,806,500	
ナブテスコ	131,500	2,756.50	362,479,750	
小松製作所	137,100	4,185.00	573,763,500	
NTN	636,600	243.60	155,075,760	
ヒロセ電機	16,900	18,615.00	314,593,500	
デンソー	309,100	2,078.50	642,464,350	
いすゞ自動車	239,300	2,133.50	510,546,550	
トヨタ自動車	266,800	2,672.50	713,023,000	
アイシン	260,400	1,685.00	438,774,000	

本田技研工業	434,600	1,283.50	557,809,100	
山九	75,500	5,371.00	405,510,500	
日本航空	145,000	2,550.00	369,750,000	
フジ・メディア・ホールディングス	233,300	1,729.50	403,492,350	
日本電信電話	5,681,700	155.80	885,208,860	
KDDI	150,400	5,000.00	752,000,000	
ソフトバンク	3,037,000	199.10	604,666,700	
伊藤忠商事	32,300	7,649.00	247,062,700	
丸紅	220,900	2,242.50	495,368,250	
豊田通商	163,500	2,600.00	425,100,000	
三井物産	162,900	3,212.00	523,234,800	
三菱商事	128,400	2,511.00	322,412,400	
日本瓦斯	140,400	2,140.00	300,456,000	
丸井グループ	227,100	2,525.50	573,541,050	
サンドラッグ	56,100	3,956.00	221,931,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	316,200	1,821.00	575,800,200	
三井住友トラストグループ	153,400	3,726.00	571,568,400	
三井住友フィナンシャルグループ	158,000	3,684.00	582,072,000	
SOMPOホールディングス	96,000	4,189.00	402,144,000	
第一生命ホールディングス	256,200	4,184.00	1,071,940,800	
東京海上ホールディングス	88,800	5,425.00	481,740,000	
東京センチュリー	216,200	1,529.00	330,569,800	
オリックス	277,100	3,278.00	908,333,800	
ヒューリック	496,900	1,330.50	661,125,450	
野村不動産ホールディングス	143,800	3,677.00	528,752,600	
東急不動産ホールディングス	316,600	914.40	289,499,040	
東京建物	260,600	2,472.50	644,333,500	
日本M&Aセンターホールディングス	503,400	652.30	328,367,820	
ユー・エス・エス	473,500	1,365.00	646,327,500	
合 計	21,747,300		30,175,416,560	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表
該当事項はありません。

「いちよしＪリートマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

いちよしＪリートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年 6月 17日現在	2024年 12月 17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,339,927,917	248,616,124
投資証券	11,621,856,400	14,147,728,100
未収配当金	95,896,260	111,346,908
未収利息	367	681
流動資産合計	13,057,680,944	14,507,691,813
資産合計	13,057,680,944	14,507,691,813
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,278,193,914	55,246,322
流動負債合計	1,278,193,914	55,246,322
負債合計	1,278,193,914	55,246,322
純資産の部		
元本等		
元本	8,557,432,305	10,842,184,231
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,222,054,725	3,610,261,260
元本等合計	11,779,487,030	14,452,445,491
純資産合計	11,779,487,030	14,452,445,491
負債純資産合計	13,057,680,944	14,507,691,813

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,557,432,305 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 10,842,184,231 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.3765 円 (10,000 口当たり純資産額) (13,765 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.3330 円 (10,000 口当たり純資産額) (13,330 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2024 年 6 月 17 日現在	2024 年 12 月 17 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	△207,211,393	△983,431,578
合計	△207,211,393	△983,431,578

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	自 2023 年 12 月 19 日 至 2024 年 6 月 17 日	自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023 年 12 月 19 日	2024 年 6 月 18 日
期首元本額	5,868,769,253 円	8,557,432,305 円
期中追加設定元本額	3,701,790,162 円	2,500,950,425 円
期中一部解約元本額	1,013,127,110 円	216,198,499 円
元本の内訳		
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 資 産成長型	1,889,943,896 円	1,987,574,976 円
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年 4回決算型	6,543,480,585 円	8,728,351,872 円
いちよし中小型株&Jリートファンド (適格機 関投資家専用)	124,007,824 円	126,257,383 円

附属明細表

第1 有価証券明細表（2024年12月17日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数（口）	評価額（円）	備考
投資証券	S O S i L A物流リート投資法人	1, 610	165, 347, 000	
	東海道リート投資法人	1, 271	130, 277, 500	
	産業ファンド投資法人	1, 501	168, 562, 300	
	G L P投資法人	116	14, 128, 800	
	日本プロロジスリート投資法人	2, 439	542, 921, 400	
	O n e リート投資法人	1, 311	292, 484, 100	
	イオンリート投資法人	4, 440	547, 896, 000	
	ヒューリックリート投資法人	808	104, 878, 400	
	日本リート投資法人	2, 106	640, 224, 000	
	トーセイ・リート投資法人	1, 625	196, 300, 000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	2, 034	180, 822, 600	
	野村不動産マスターファンド投資法人	4, 783	649, 531, 400	
	スターアジア不動産投資法人	8, 551	429, 260, 200	
	マリモ地方創生リート投資法人	213	22, 450, 200	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	6, 218	617, 447, 400	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人	1, 233	77, 925, 600	
	投資法人みらい	4, 203	162, 656, 100	
	三菱地所物流リート投資法人	257	86, 737, 500	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人	564	77, 888, 400	
	ザイマックス・リート投資法人	361	39, 673, 900	
	タカラレーベン不動産投資法人	4, 860	406, 296, 000	
	日本ビルファンド投資法人	4, 136	509, 141, 600	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	835	451, 735, 000	
	日本都市ファンド投資法人	3, 612	312, 799, 200	
	オリックス不動産投資法人	4, 088	664, 300, 000	
	日本プライムリアルティ投資法人	527	169, 694, 000	
	N T T 都市開発リート投資法人	3, 715	433, 912, 000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	372	35, 340, 000	

	ユナイテッド・アーバン投資法人	5,743	774,730,700	
	インヴィンシブル投資法人	12,963	852,965,400	
	フロンティア不動産投資法人	422	163,103,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	994	258,141,800	
	福岡リート投資法人	3,164	442,010,800	
	KDX不動産投資法人	4,253	617,535,600	
	いちごオフィスリート投資法人	3,648	281,625,600	
	阪急阪神リート投資法人	73	8,643,200	
	スターツプロシード投資法人	1,297	220,490,000	
	大和ハウスリート投資法人	3,568	807,081,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	11,889	846,496,800	
	大和証券リビング投資法人	2,075	179,902,500	
	ジャパンエクセレント投資法人	4,929	564,370,500	
	合計	122,807	14,147,728,100	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

【いちよし日本好配当株& J リートファンド 年 4 回決算型】

【純資産額計算書】

I 資産総額	36,605,977,837円
II 負債総額	24,390,236円
III 純資産総額（I－II）	36,581,587,601円
IV 発行済口数	34,718,719,702口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0537円

(参考)

日本好配当株マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	32,890,501,624円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	32,890,501,624円
IV 発行済口数	12,218,260,167口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6919円

いちよし J リートマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	16,194,632,459円
II 負債総額	1,261,728,796円
III 純資産総額（I－II）	14,932,903,663円
IV 発行済口数	10,904,791,180口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3694円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024 年 12 月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	16,000 株
	発行済株式総数	15,200 株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2024 年 12 月末現在）

① 取締役会

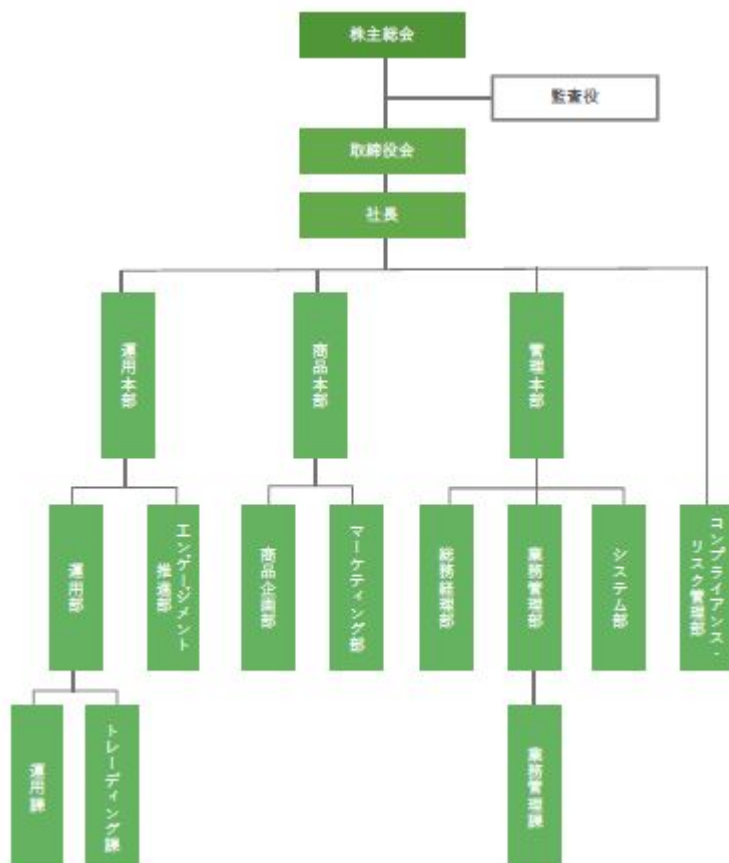
8 名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

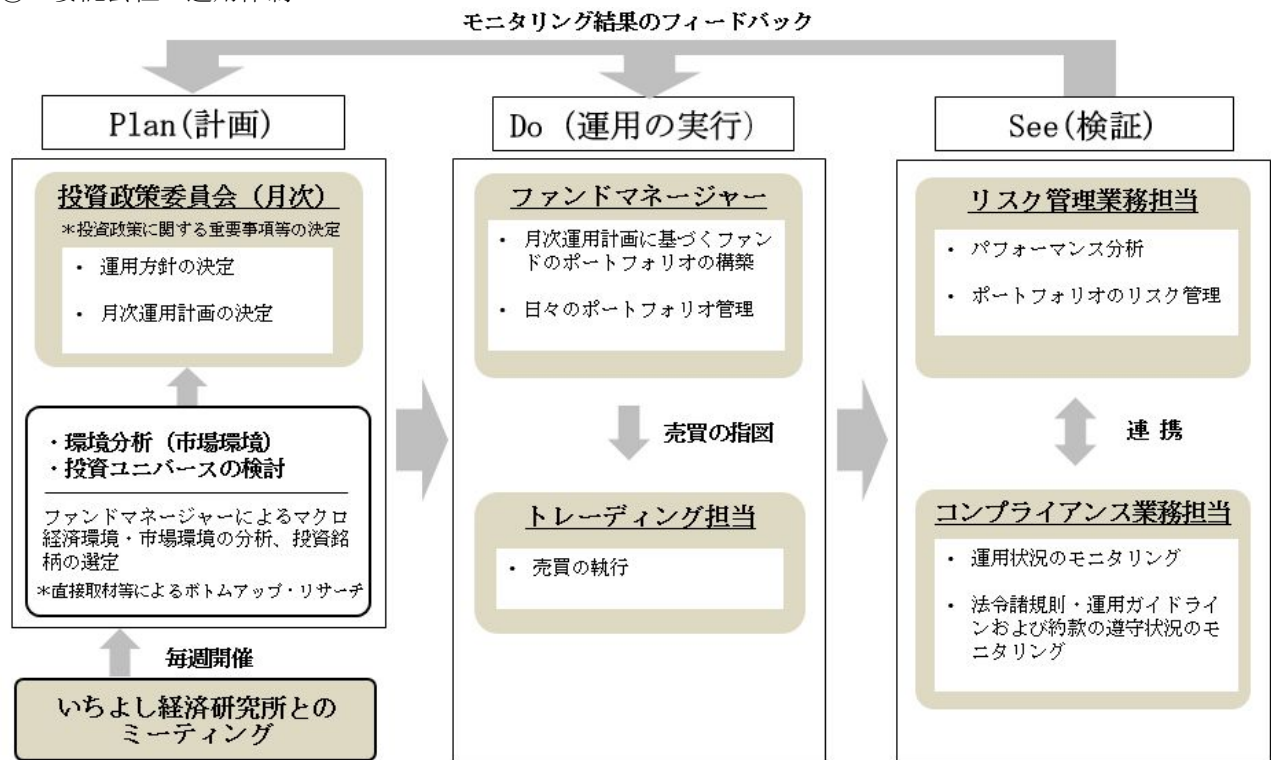
取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

② 組織図



③ 委託会社の運用体制



a. 計画 (Plan)

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に行われる投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

b. 実行 (Do)

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c. 検証 (See)

リスク管理業務担当者によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行う他、コンプライアンス業務担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行われます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。

投資政策委員会においては、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理業務及びコンプライアンス業務担当者からモニタリングの結果について報告され、今後の運用方針が検討されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2024 年 12 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	13	480,014
追加型株式投資信託	13	480,014
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	15	63,905
合計	28	543,919

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する

注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月13日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	786,393	1,314,222
前払費用	11,138	12,436
立替金	19,857	19,489
未収委託者報酬	882,746	1,015,732
未収運用受託報酬	41,696	75,857
未収投資助言報酬	15,569	20,032
流動資産合計	1,757,403	2,457,771
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,875	42,714
器具・備品	4,779	11,157
有形固定資産合計	※1 17,655	※1 53,872
無形固定資産		
ソフトウェア	3,513	2,273
ソフトウェア仮勘定	12,900	35,095
商標権	292	216
無形固定資産合計	16,706	37,585
投資その他の資産		
投資有価証券	296,413	243,004
長期差入保証金	25,025	※2 20,025
繰延税金資産	6,335	11,709
投資その他の資産合計	327,774	274,738
固定資産合計	362,136	366,196
資産合計	2,119,539	2,823,968
負債の部		
流動負債		
前受収益	6,580	—
預り金	4,398	3,996
未払金	379,610	325,580
未払手数料	※2 277,037	※2 309,417
その他未払金	※2 102,572	※2 16,162
未払費用	44,574	66,667
未払法人税等	122,576	348,014
未払消費税等	34,023	48,248
賞与引当金	2,652	4,947
流動負債合計	594,416	797,454
固定負債		
固定負債合計	—	—
負債合計	594,416	797,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
利益剰余金		
利益準備金	122,500	122,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	888,051	1,398,746
株主資本合計	1,500,551	2,011,246

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,570	15,267
純資産合計	1,525,122	2,026,513
負債・純資産合計	2,119,539	2,823,968

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	3,174,506	3,514,115
運用受託報酬	139,466	197,201
投資助言報酬	43,779	54,999
営業収益合計	3,357,751	3,766,316
営業費用		
支払手数料	※1 1,226,938	※1 1,303,422
広告宣伝費	16,223	12,449
調査費	274,815	319,126
情報機器関連費	145,073	158,935
営業資料費	25,214	30,621
委託費	104,527	129,569
事務委託費	44,299	55,658
器具備品費	2,617	5,421
営業雑経費	10,537	8,522
通信運送費	4,331	3,957
協会費	2,653	2,794
諸会費	75	12
会議費	67	50
教育研究費	3,409	1,708
営業費用合計	1,575,431	1,704,600
一般管理費		
給料	360,981	390,611
役員報酬	54,977	57,480
従業員給料	250,381	272,318
その他報酬給料	6,025	5,700
賞与引当金繰入	2,652	4,947
福利厚生費	46,945	50,165
交際費	1,816	3,433
旅費交通費	3,676	4,235
租税公課	23,163	35,473
不動産賃借料	39,764	33,483
その他不動産関係費	1,643	5,260
新聞書籍費	490	540
消耗品費	376	521
水道光熱費	1,884	2,273
雑費	513	525
減価償却費	7,678	22,230
一般管理費合計	441,990	498,589
営業利益	1,340,329	1,563,127
営業外収益		
受取配当金	1,442	5,335
雑収入	—	5
営業外費用		
雑損失	—	—
経常利益	1,341,771	1,568,467
特別利益		
投資有価証券売却益	—	39,430

特別損失		
投資有価証券売却損	—	—
固定資産除却損	—	299
税引前当期純利益	1,341,771	1,607,598
法人税、住民税及び事業税	411,390	490,171
法人税等調整額	1,556	△1,267
法人税等合計	412,947	488,904
当期純利益	928,824	1,118,694

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	1,023,227	1,635,727	27,631	1,663,359
当期変動額						
剰余金の配当			△1,064,000	△1,064,000		△1,064,000
当期純利益			928,824	928,824		928,824
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△3,061	△3,061
当期変動額合計	—	—	△135,175	△135,175	△3,061	△138,236
当期末残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122
当期変動額						
剰余金の配当			△608,000	△608,000		△608,000
当期純利益			1,118,694	1,118,694		1,118,694
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△9,303	△9,303
当期変動額合計	—	—	510,694	510,694	△9,303	501,391
当期末残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・ 2007 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までに取得したもの	定率法
・ 2016 年 4 月 1 日以降に取得したもの	定額法

上記以外

・ 2007 年 4 月 1 日以降に取得したもの	定率法
---------------------------	-----

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	6 年～15 年
器具・備品	4 年～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	25,942	23,166
※2 関係会社に対する資産及び負債		
長期差入保証金	—	19,880
未払手数料	274,989	307,690
その他未払金	98,837	618

(損益計算書関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	1,216,487	1,293,664

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年10月26日 取締役会	普通株式	456	30,000	2022年9月30日	2022年11月11日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	608	40,000	2023年3月31日	2023年6月22日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 22 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	912	60,000	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注 2) をご参照ください）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	296,413	296,413	—
資産計	296,413	296,413	—

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	243,004	243,004	—
資産計	243,004	243,004	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注 2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(注 3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年以内
(1) 預金	786,335	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	882,746	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	41,696	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	15,569	—	—	—
合計	1,726,348	—	—	—

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年以内
(1) 預金	1,313,960	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,015,732	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	75,857	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	20,032	—	—	—
合計	2,425,582	—	—	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	296,413	—	296,413
資産計	—	296,413	—	296,413

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	243,004	—	243,004
資産計	—	243,004	—	243,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	257,466	220,000	37,466
小計	257,466	220,000	37,466
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	38,947	41,000	△2,052
小計	38,947	41,000	△2,052
合計	296,413	261,000	35,413

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	233,798	211,000	22,798
小計	233,798	211,000	22,798
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	9,206	10,000	△794
小計	9,206	10,000	△794
合計	243,004	221,000	22,004

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	229,430	39,430	—
合計	229,430	39,430	—

(注) 上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
運用受託報酬	139,466	197,201
投資助言報酬	43,779	54,999
委託者報酬	3,174,506	3,514,115
合計	3,357,751	3,766,316

(注) 収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(税効果会計関連)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,102	1,882
未払社会保険料	266	408
未払事業税	11,181	15,194
資産除去債務	3,858	—
減価償却の償却超過	769	960
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金資産 小計	17,178	18,446
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	17,178	18,446
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10,843	6,737
繰延税金負債 合計	10,843	6,737
繰延税金資産の純額	6,335	11,709

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1 サービスごとの情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,046,942
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	395,769

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,073,287
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	454,520

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	1,205,735	未払手数料	274,989
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	10,751	前払費用	—
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い※2	207,732	—	—
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	98,837	未払金	98,837

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	1,282,876	未払手数料	307,690
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	10,788	未払費用	3,024
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い※2	217,080	—	—
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	618	未払金	618

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	100,337 円 01 銭	133,323 円 27 銭
1株当たり当期純利益金額	61,106 円 87 銭	73,598 円 31 銭

(注) なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,525,122	2,026,513
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益 (千円)	928,824	1,118,694
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,200	15,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	921,614
前払金	2,530
前払費用	22,829
立替金	18,337
未収委託者報酬	1,172,116
未収運用受託報酬	47,911
未収投資助言報酬	19,683
流動資産合計	2,205,022
固定資産	
有形固定資産	
建物	38,710
器具・備品	9,803
有形固定資産合計	※1 48,513
無形固定資産	
ソフトウェア	1,653
ソフトウェア仮勘定	55,101
商標権	178
無形固定資産合計	56,933
投資その他の資産	
投資有価証券	252,716
長期差入保証金	19,880
繰延税金資産	10,915
投資その他の資産合計	283,512
固定資産合計	388,959
資産合計	2,593,981
負債の部	
流動負債	
前受収益	9,398
預り金	2,266
未払金	378,258
未払手数料	370,122
その他未払金	8,136
未払費用	116,838
未払法人税等	292,779
未払消費税等	44,806
賞与引当金	3,953
流動負債合計	848,301
固定負債	
固定負債合計	—
負債合計	848,301
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
利益剰余金	
利益準備金	122,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,118,112
利益剰余金合計	1,240,612

株主資本合計	1,730,612
その他有価証券評価差額金	15,067
純資産合計	1,745,680
負債・純資産合計	2,593,981

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,979,972
運用受託報酬	73,481
投資助言報酬	28,481
営業収益合計	2,081,935
営業費用及び一般管理費	※1 1,170,609
営業利益	911,325
営業外収益	157
営業外費用	—
経常利益	911,482
特別利益	—
特別損失	—
税引前中間純利益	911,482
法人税、住民税及び事業税	279,235
法人税等調整額	881
中間純利益	631,366

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	490,000	122,500	1,398,746	1,521,246	2,011,246
当中間期変動額					
剰余金の配当			△912,000	△912,000	△912,000
中間純利益			631,366	631,366	631,366
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	－	－	△280,633	△280,633	△280,633
当中間期末残高	490,000	122,500	1,118,112	1,240,612	1,730,612

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	15,267	2,026,513
当中間期変動額		
剰余金の配当		△912,000
中間純利益		631,366
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△200	△200
当中間期変動額合計	△200	△280,833
当中間期末残高	15,067	1,745,680

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない 株式等以外のもの	中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により 算定しております。)
市場価格のない 株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・定額法

上記以外

・定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	6年
器具・備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	28,524 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,358 千円
無形固定資産	658 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	912	60,000	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの
該当なし

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当中間会計期間末（2024年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	252,716	252,716	—
資産計	252,716	252,716	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	252,716	—	252,716
資産計	—	252,716	—	252,716

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末(2024年9月30日)

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	216,919	190,000	26,919
小計	216,919	190,000	26,919
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	35,797	41,000	△5,202
小計	35,797	41,000	△5,202
合計	252,716	231,000	21,716

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位: 千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
運用受託報酬	73,481
投資助言報酬	28,481
委託者報酬	1,979,972
合計	2,081,935

(注) 収益の分解情報は中間損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「中間財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	571,726
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	274,754

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	114,847円39銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	1,745,680
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,745,680
普通株式の発行済株式総数(株)	15,200
普通株式の自己株式数(株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	15,200

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	41,537円24銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	631,366
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	631,366
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

いちよし日本好配当株& Jリートファンド
年4回決算型

約款

いちよしアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよしJリートマザーファンド」（以下、これらを「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所等に上場（上場予定並びにわが国の金融商品取引所に準ずる市場で取引されている場合を含みます。）している株式及びわが国の金融商品取引所等に上場している不動産投資信託証券に投資します。
- ② 「日本好配当株マザーファンド」においては、株式会社いちよし経済研究所のリーサーチ力を活用し、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に、ポートフォリオを構築します。「いちよしJリートマザーファンド」においては、野村不動産投資顧問株式会社が算出した各J-REITの割安・割高等の結果を踏まえた助言をもとに、ポートフォリオを構築します。
- ③ 各マザーファンドへの投資割合は、「日本好配当株マザーファンド」70%、「いちよしJリートマザーファンド」30%を中心とし、各資産の期待リターンやリスク、市場環境等によって、上下20%の範囲で決定します。また、投資割合には一定の変動許容幅を設けます。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式以外への実質投資割合は50%以内とします。
- ③ 同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 投資信託証券（但し、マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きま

す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、投資信託約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、投資信託約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡し取引は、投資信託約款第24条の範囲で行います。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑪ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 毎年3月及び9月の決算時の収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益を中心に分配を行うことを基本とします。また、毎年6月及び12月の決算時には、利子・配当等収益を中心とした分配は行いませんが、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案し、委託者が収益分配金額を決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
いちよし日本好配当株&Ｊリートファンド 年4回決算型

投資信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、いちよしアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第17条第1項及び第2項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定

める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この投資信託約款（以下「信託約款」といいます。）において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の全ての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振

替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。) 。

- ②委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

- 第12条 委託者の指定する販売会社（「委託者の指定する販売会社」とは、第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）及び登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関）をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が個別に定める申込単位をもって、取得申込みに応じることができるものとします。
- ②前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができるものとします。
 - ③第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前に受益権の取得申込みに応じる場合の価額は、1口につき1円に指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税等を加算した価額とします。

- ④前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場及び当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主としていちよしアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「日本好配当株マザーファンド」及び「いちよしJリートマザーファンド」（以下、これらを「マザーファンド」といいます。）受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くもの）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、第1号の証券または証書、第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号及び第14号（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（ただし、マザーファンド受益証券を除きます。この条において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（上場投資信託証券といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。
- ④前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となっていくるものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第24条、第27条から第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託

者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産の間で、第15条ならびに第16条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第24条、第27条から第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する投資信託証券等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、取引所に上場されている投資信託証券とします。ただし、上場予定の投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者は投資することを指図することができるものとします。

②委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

③前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の上場投資信託証券への投資制限）

第20条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額の投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該上場投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信用取引の運用指図)

第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

②委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の

想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内（または海外）において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第26条 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式、公社債及び投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図

をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

第29条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
- 1. 投資信託財産の保存に係る業務

2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類するものを含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図)

第33条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金及び有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当

金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の清算分配金、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。

③前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりその都度別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年3月18日から6月17日まで及び6月18日から9月17日まで及び9月18日から12月17日まで及び12月18日から翌年3月17日とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年6月19日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用及び監査費用)

第40条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②前項の諸経費に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料及び費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
 7. この信託の監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用
- ③委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、あらかじめ投資信託財産から支弁を受ける金額または当該金額の投資信託財産の純資産総額に対する比率に上限を付することができます。また委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④前項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、または固定率もしくは固定金額を定める場合、委託者は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に合理的に計算された範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。また、第3項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、当該上限の範囲内で委託者が合理的と認める金額を第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上することができます。ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に実際の費用額を超えないものとします。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

- 第41条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の124の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との配分は別に定めます。
- ②前項の信託報酬は、毎計算期間末（当該日が休業日の場合は翌営業日。）または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第42条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支

払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額及び第40条第2項に定める諸費用（当該諸費用にかかる消費税を含む。）を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに第40条第2項に定める諸費用（当該諸費用にかかる消費税を含む。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については、原則として、第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第44条第3項に規定する支払開始日までに、また、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に、収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約（指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとしします））に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④一部解約金（第46条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金及び償還金の時効）

第45条 受益者が、第44条第1項に規定する収益分配金については、支払開始から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

- 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口を最低単位として、指定販売会社が個別に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ②受益者が、一部解約の実行を請求するときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
 - ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口

座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を停止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が停止された場合には、受益者は当該受付停止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

- 第48条 委託者は、信託期間中において、この信託にかかる純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行

使うことができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第53条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者

は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第56条 (削除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を第58条第1項のアドレスにおいて電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第58条 委託者が、受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.ichiyoshiam.jp>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成29年2月24日

委託者 東京都中央区日本橋茅場町2丁目13番11号
いちよしアセットマネジメント株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
株式会社りそな銀行

 いちよしアセットマネジメント